

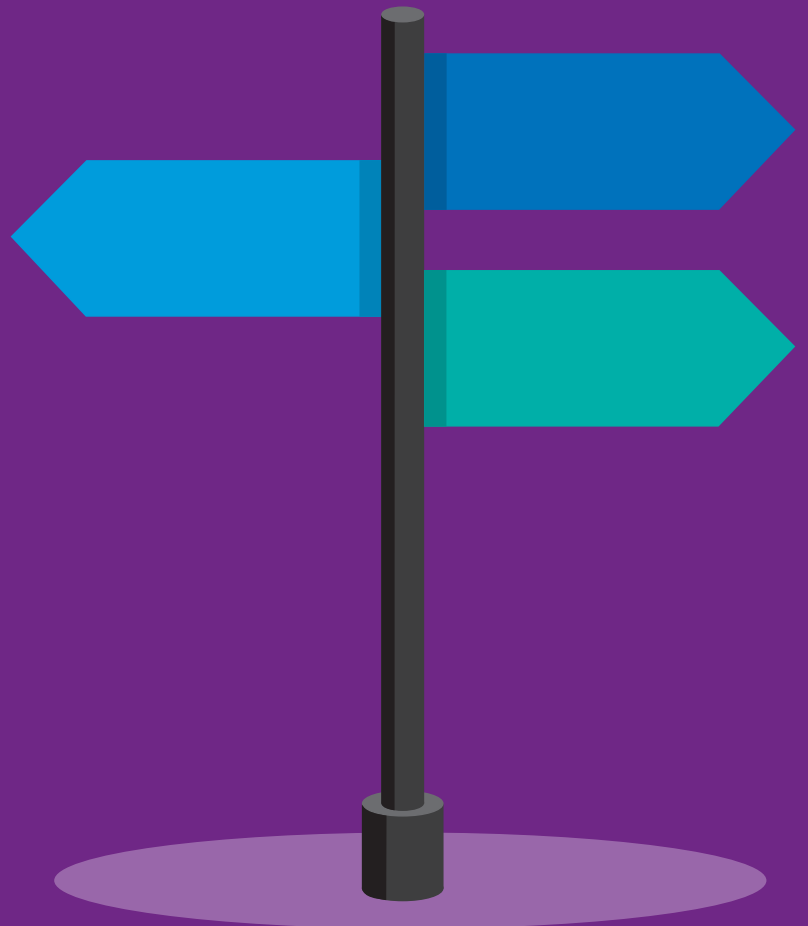


COVID-19 Supplement

Guide to annual financial statements

年次財務諸表ガイドー開示例

IFRS®基準



2020年9月

home.kpmg/jp/ifrs

目次

本補足資料について	1
1 継続企業の開示	2
1.1 重要な不確実性のシナリオ	2
1.2 「紙一重（Close-call）」シナリオ	4
2 非金融資産の評価及び減損	6
2.1 重要な評価の不確実性に関する記載を含む 投資不動産及び感応度分析	6
2.2 期待キャッシュフローアプローチ	10
3 金融商品	14
3.1 予想信用損失	14
3.2 流動性リスク	20
3.3 ヘッジ会計	24
4 政府援助	34
4.1 賃金助成制度	34
4.2 法人所得税に関連する助成制度	36
4.3 金融保証	41
5 レント・コンセッション	46
6 借入コストの資産化	49
6.1 借入コストの資産化の停止	49
6.2 特定目的の借入に関する再交渉	50
7 配当	51
7.1 配当見送り	51
7.2 将来の配当の延期	52
謝辞	53
KPMG によるその他の刊行物	54

本補足資料について

本補足資料は、[年次財務諸表ガイド – 開示例](#)（以下、2020年9月版ガイド）を補足する目的でKPMG International Standards Group（KPMG IFRG Limitedの一部）により作成されました。

2020年9月版ガイド及び本補足資料は、IFRS基準に準拠して財務諸表を作成する際に役立つものです。

2020年9月版ガイドは、一般的な事業活動を営む架空の多国籍企業を想定した財務諸表の様式を例示しています。ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の組織が置かれている状況に対応するものではありません。

本補足資料は、企業が新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の影響を受けて生じる会計処理上の課題を提供する必要がある場合の追加情報の開示に焦点を当てています。それぞれの開示例は、特定の、関連性のない独立した事例を取り上げているため、他の例や2020年9月版ガイドと整合するように作成されていません。開示例は、例示目的のみで記載されています。本補足資料では、企業固有の事実及び状況に依拠するため、COVID-19の感染拡大を踏まえて必要とされる可能性のあるすべての開示が例示されているわけではありません。

本補足資料の左の余白に基準の参照が記載されています。通常、この参照は表示及び開示に関する規定にのみ関連しています。

1 継続企業の開示

1.1 重要な不確実性のシナリオ

事例

当社グループは世界中に店舗展開するスポーツ用品を取り扱う小売チェーンを所有しています。COVID-19の感染拡大発生とそれに対する世界各国の政府が講じている措置は、当社グループに多大な影響を与えています。これらの措置により、当社グループは2020年に3~5ヶ月の間、各地にある小売店舗を閉鎖する必要がありますが、その間は保有するウェブサイトを通じたオンラインストアからの収益のみを得ていました。経営者は当社グループの継続企業としての存続能力に対して重大な疑義を生じさせるような事象及び状態に関する重要な不確実性が存在すると結論付けています。

注記の開示例

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 会計処理の基礎

A. 継続企業の前提に基づいた会計処理^a

COVID-19の感染拡大の発生と、それに対する世界各国の政府が講じている措置は、当社グループに多大な影響を与えています。これらの措置により、当社グループは2020年に3~5ヶ月の間、各地にある小売店舗を閉鎖しており、その間は保有するウェブサイトを通じたオンラインストアからの収益のみを得ていました。その結果、当社グループの当年度の財務業績及び流動性ポジションにマイナスの影響を与えています。

当社グループは2020年12月31日に終了する事業年度に18,248千ユーロの純損失を認識しました。2020年12月31日現在における流動資産（純額）は6,533千ユーロです。当社グループが保有する現金及び現金同等物、その他極めて流動性の高い資産と、財務諸表承認日時点で利用可能な未使用融資枠の合計額は1,023千ユーロです。

COVID-19の感染拡大が、将来当社グループの事業や、店舗及びオンラインでの顧客の需要にどのような影響があるのか、今なお重要な不確実性が存在しています。そのため経営者は、連結財務諸表承認日以降12ヶ月について検討する複数の異なるシナリオを想定しています^b。想定の中で使われた主な仮定には、COVID-19によって生じる制約や規制の潜在的な影響の見積り、顧客の需要予測に加え、期間中のマネジメントによる対応が含まれます。基本となるシナリオには、配当見送りや不動産賃借の再交渉など、COVID-19によってもたらされるマイナス影響を軽減するために経営者が既に講じている対応から生じる便益が含まれます。当社グループが事業展開する国では、COVID-19の第2波到来を理由にロックダウンが実施され、再度小売店舗が8週間休業すると予想しており、これにより年度末までに小売店舗の取引高が前年比25%減となると仮定しています。この基本となるシナリオをもとに、当社グループは利用可能な資金調達に関して引き続き十分な余裕額があると想定しています。シナリオには、さらに悲観的であるものの、起こり得るシナリオとされる、一連の「下振れ」シナリオが含まれます。このうち最も深刻な状況になった場合として、当社グループが事業展開する国で第2波到来を理由にロックダウンが実施され、再度小売店舗が16週間休業すると予想しており、これによって年度末までに小売店舗の取引高が計画比で40%減少すると仮定しています。

^a この補足資料では、「重要な不確実性」シナリオにおける開示例を示している。

^b 経営者が将来についてのすべての入手可能な情報を考慮する期間は、特定の事実及び状況によっては、IAS第1号「財務諸表の表示」に規定されている最低限の期間（少なくとも報告期間の期末日から12ヶ月は必要であるが、それに限定されない）を超える期間としなければならないことがある。企業グループの経営者は、経済及び事業環境の急速な変化並びに事業及び財源へのCOVID-19の影響を踏まえ、財務諸表承認日から12ヶ月の期間について検討している。

IAS 1.25-26,
Insights 1.2.80.10

IAS 1.26

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 会計処理の基礎（続き）

A. 継続企業の前提に基づいた会計処理（続き）

最も深刻な下振れシナリオ（悲観的であるものの、起こりうると考えられる）の場合、売上、マージン、キャッシュフローにマイナスの影響があります。これに対して経営者には、コスト削減、当社グループのキャッシュフロー最適化及び流動性確保のために以下の緩和措置を講じる能力があります。

- 必要不可欠ではない設備投資を減らし、可能な範囲で支出を繰り延べるまたは見送る。
- 必要不可欠ではない採用を凍結し、マーケティングの支出を削減し、グループの一時的な店舗休業の影響を踏まえて商品の供給パイプラインを縮小する。

連結財務諸表承認日時点での当社グループの流動性ポジションに基づき、また、COVID-19の今後の感染拡大状況を巡る不透明感を踏まえ、経営者は下振れシナリオの場合、債務の履行のために追加で資金調達を行う必要があると考えています。当社グループは現在、銀行と追加融資契約に関して協議を行っています。当社グループ所有の不動産のセールアンドリースバックなど、別の資金調達オプションについても検討されています。しかし、今後6ヶ月以内に、必要な規模の資金が確保できる保証はありません。もし当社グループがこれらの状況に対応する資金調達またはその他の対策を講じることができない場合、継続企業として存続することが不可能な場合があります。

結果として、このような事象及び状態は、当社グループの継続企業としての存続能力に対して重大な疑義を生じさせるような重要な不確実性が存在していることを示しており、当社グループは通常の事業活動の過程で資産を回収し、負債を履行したりすることができない可能性があります。

連結財務諸表は継続企業の前提に基づいて作成されており、継続企業の前提が適切でない場合に要求される可能性がある、資産、負債及び報告された費用の帳簿価額並びにそれらの分類の修正は含まれていません。

1.2 「紙一重 (Close-call)」 シナリオ

事例

当社グループは [B国] に拠点を置き、車のエンジンを製造しています。COVID-19の感染拡大の発生とそれに対する [B国] 政府が講じている措置は、当社の事業に影響を与えています。当社グループは、継続企業としての存続能力に重大な疑義を生じさせるような重要な不確実性はないと結論付けていますが、結論に至る過程で重要な判断を行っています（「紙一重の」シナリオ）。

注記の開示例

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 会計処理の基礎

A. 継続企業の前提に基づいた会計処理^{a, b, c}

経営者は、当社グループが少なくとも今後12ヶ月間事業を継続するために適切な資源を有し、継続企業の前提に基づいた会計処理は従来通り適切であると、引き続き合理的に予測しています。COVID-19の感染拡大の発生とそれに対する [B国] 政府が講じている措置は、当社グループに影響を与えています。措置を受けて、当社グループは2020年に2ヶ月間の製造工場閉鎖を要請されました。これが当社グループの当年度の財務業績及び流動性ポジションにマイナスの影響を与えています。

当社グループは2020年12月31日に終了する事業年度に2,125千ユーロの純損失を認識しました。2020年12月31日における流動資産（純額）は5,123千ユーロでした。当社グループが保有する現金及び現金同等物、その他極めて流動性の高い資産と、財務諸表承認日時点で利用可能な未使用融資枠の合計額は1,040千ユーロです。

今後のCOVID-19の感染状況が当社グループの事業及び製品に対する顧客の需要にどのような影響があるのか、今なお不確実性が存在します。継続企業の前提に基づいた会計処理の適切性は、借入の契約条項を遵守して借入を引き続き利用できることに依拠しています。当社グループには、インタレスト・カバレッジ・レシオに関する契約条項の遵守が求められる1,020千ユーロの長期借入金があります。最も悲観的な仮定を用いたシナリオでの経営者の見通しによると、当社グループは契約に違反していない2020年12月31日時点との比較で61%の収益減となるものの、契約条項に耐えうると予想されています。財務諸表承認日時点で、当社グループは融資枠に十分な余裕額を持っています。

また、深刻な下振れシナリオに対応する目的で、経営者はコスト削減、当社グループのキャッシュフロー最適化及び流動性を確保するために以下の緩和措置を講じる能力があります。

- 必要不可欠ではない設備投資を減らし、可能な範囲で支出を繰り延べるまたは見送る。
- 必要不可欠ではない採用を凍結する。
- マーケティングの支出を削減する。

これらの事実に基づき、経営者は当社グループには適切な資源及び融資枠に十分な余裕額があると合理的に予測しています。

IAS 1.25–26, 122,
IU 07-14,
Insights 1.2.80.10

- IAS 1.25, 10.16(b)
- a. この補足資料では、「紙一重の」シナリオにおける開示例を示している。
 - b. 場合によっては、経営者がIAS第1号第25項に従って開示が求められる重要な不確実性は存在しないと結論付けることがある。しかしその結論に至る過程において重要な判断が行われる（すなわち、「紙一重の」シナリオ）。このような場合、開示の必要性が論点となる。IFRS解釈指針委員会はこの問題を協議し、継続企業としての存続能力に重大な疑義を生じさせるような事象又は状態に関する重要な不確実性は存在しないと結論に至る判断に対して、IAS第1号第122項の開示要件を適用することとしている。
 - c. 「紙一重」シナリオにおける開示をどこで行うかはIFRS基準に規定されていないものの、KPMGは財務諸表作成の基礎の注記または連結財務諸表の他の箇所において、1か所または流動性リスクの開示の一部などとして複数の箇所を開示されるところと考えている。しかし2014年7月の「継続企業の評価に関する開示」でのIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定を踏まえ、KPMGは「紙一重の」シナリオにおける開示情報はIAS第1号第122項のもとの重要な判断に関する注記と適切に相互参照することを想定している。

連結財務諸表注記（抜粋）

2. 判断及び見積りの使用

A. 判断

IAS 1.122

以下の注記には、財務諸表に認識されている金額に最も重要な影響を与える会計方針の適用に際して行う判断に関する情報が含まれています。

IAS 1.122, IU 07-14,
Insights 1.2.80.10

- 注記1(A) – 継続企業：継続企業としての存続能力に対して重大な疑義を生じさせるような重要な不確実性の有無
- [...]

2 非金融資産の評価及び減損

2.1 重要な評価の不確実性に関する記載を含む投資不動産及び感応度分析

事例

COVID-19の感染拡大による市場の混乱により、2020年12月31日現在の当社グループの商業用不動産に関する評価には、「重要な評価の不確実性」に関する記載が含まれます。この記載は、当該評価を無効にするものではありませんが、通常の市場の状況下よりも実質的に不確実性が高いことを示唆しています。この不確実性の観点を検討し、当該開示の注記には商業用不動産の評価を実施する際に用いられる仮定についての感応度分析が含まれています。

注記の開示例

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 判断及び見積りの使用

A. 仮定及び見積りの不確実性

以下の注記には、翌事業年度において資産及び負債の帳簿価額の重要な修正をもたらすリスクのある、2020年12月31日現在の仮定及び見積りの不確実性に関する情報が含まれています。

- 注記2 - 投資不動産：投資不動産の評価に影響を与える主要な仮定
- [...]

2. 投資不動産^a

A. 帳簿価額の調整表

千ユーロ	商業用不動産	産業用建物	合計
2019年1月1日残高	1,480	700	2,180
公正価値の変動	20	5	25
2019年12月31日残高	1,500	705	2,205
公正価値の変動	(200)	(18)	(218)
2020年12月31日残高	1,300	687	1,987

投資不動産は以下2つの不動産から構成されています。

- 外部の第三者（主にアパレル小売業者）に賃貸されている[X国]の商業用不動産。各リース契約は、当初10年間はキャンセル不能となっています。
- 外部の第三者に賃貸されている[X国]の産業用建物（当初25年間はキャンセル不能）。

公正価値の変動額は、利得または損失として純損益で認識され、適宜「その他の収益」または「その他の費用」に含まれます。これらの利得または損失はすべて未実現です。

IAS 1.125, 129–130

IAS 40.76,
IFRS 13.93(e)

IAS 40.76(d),
IFRS 13.93(e)(i)

IAS 40.76,
IFRS 13.93(e)

IAS 40.76(d),
IFRS 13.93(e)(i)

IAS 40.76,
IFRS 13.93(e)

IFRS 13.93(e)(i), (f)

Insights
3.4.260.40

- a. IAS第40号「投資不動産」は投資不動産の種類ごとの開示について何も言及していないため、投資不動産のポートフォリオ全体について合算ベースで開示することが最低限必要であると考えられる。投資不動産が資産のうちの相当部分を占める場合には、例えば、投資不動産の種類ごとのポートフォリオのような追加的な分析情報を開示することが適切となることがある。

連結財務諸表注記（抜粋）

2. 投資不動産（続き）

B. 公正価値の測定

i. 公正価値ヒエラルキー

IAS 40.75(e)

投資不動産の公正価値は、公認された適切な専門的資格を有し、評価対象の投資不動産と同種の立地・種類の物件について最近鑑定した実績を有する外部の独立した鑑定人により評価されました。

IFRS 13.93(b)

投資不動産の公正価値測定は、用いた評価技法へのインプットに基づき、レベル3の公正価値に区分されます。

ii. 評価技法及び重要な観察可能でないインプット^a

IFRS 13.93(d), (h)(i),
99

商業用不動産

当社グループが[X国]に所有する商業用不動産は、アパレル小売業者を中心に10社の借手にリースされています。COVID-19の感染拡大で生じた経済の混乱により、当社グループはこの影響を著しく受けた複数の借手に対して2ヶ月間の賃料を支払免除しました。将来の期間における経済見通しの不確実性は極めて高く、借手の事業、事業の実行可能性及びリースに係る義務を履行する能力に重要な悪影響を及ぼす可能性があります。この不確実性は投資不動産の評価、特に既存の借手からの賃料、空室期間、稼働率、予想市場賃料上昇率及び割引率を見積る際に考慮され、これらすべてが公正価値算定の重要なインプットとして考慮されます。

2020年12月31日時点で、鑑定人は2021-2022年度に関して、前年度に作成した仮定を以下のように修正することで新型コロナウイルス感染症拡大の潜在的な影響を組み込んでいます。

- 空室期間の長期化（3ヶ月増加）
- 予想市場賃料上昇率の低下（1%に引き下げ）
- 稼働率の低下（5%低下）
- 借手の売上に連動する賃料の減少

さらに、低いインフレ予測にもかかわらず割引率は1%増加しました。これは、長期的なキャッシュフロー及び長期成長予測に対する高い不確実性並びに債務不履行及び賃料未払のリスク増大を反映したものです。2021-2022年度における見積市場賃料は、不動産の築年数、建物の質や立地条件（一等地）などを勘案し、著しい下方修正は行っていません（成長率のみ0%に引き下げ）。

2020年12月31日時点での評価には、COVID-19感染拡大から生じた市場の混乱による「重要な評価の不確実性」に関する記載が含まれています。COVID-19感染拡大の影響により評価の根拠となる取引事例が減少し、市場利回りは低下している状況です。この記載は、評価を無効とするものではありませんが、通常の市況下よりもかなり不確実性が高いことを示唆しています。したがって、鑑定人は、従来の市場取引事例を以前と比較して同程度のウェイト付けにより評価することができず、実取引で実現される価格が評価結果と異なるリスクは増大しています。不確実性が高まった結果、当該仮定は2021年に大きく修正される可能性があります。これらの仮定に対する感応度分析は注記2(C)に記載されています。

IFRS 13.93-94,
Insights
2.4.510.25

^a IFRS第13号「公正価値測定」では、資産のクラスごとの開示が要求されており、これにより、単一のクラスの資産として開示するのではなく、企業の投資不動産ポートフォリオを分解することが求められる場合がある。

IFRS第13号では、(a) 資産の性質、特徴、リスク、及び (b) 公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルに基づいて資産のクラスが判断される。KPMGの見解では、この状況で検討すべき他の関連要素は以下を含む。

- 公正価値測定に用いられた評価インプット及び技法における相違
- 観察可能でないインプットの変動に対する公正価値測定の感応度

当社グループは2つの不動産をそれぞれの性質、特徴及びリスクプロファイルの違いから別の資産クラスに該当すると判断した。結果として、評価技法及び重要な観察可能でないインプットに関する開示は、不動産ごとに個別に提示されている。

連結財務諸表注記（抜粋）

2. 投資不動産（続き）

B. 公正価値の測定（続き）

ii. 評価技法及び重要な観察可能でないインプット（続き）

商業用不動産（続き）

以下の表は商業用不動産の公正価値の測定に用いられた評価技法、及び評価モデルで用いられる重要な観察可能でないインプットを示しています。

評価技法	重要な観察可能でないインプット	重要な観察可能でないインプットと公正価値測定との関係
割引キャッシュフロー： この評価モデルでは、投資不動産により創出されることが見込まれるキャッシュフローの純額の現在価値を、予想賃料上昇率、空室期間、稼働率、無賃料期間等のリース・インセンティブ・コスト、及び借手によって支払われないその他のコストを考慮して検討します。キャッシュフローの純額の見積額は、リスクを調整した割引率を用いて割り引いています。割引率を見積る際には、建物の質、立地（一等地か否か）、借手の信用度及びリース期間等を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> - 予想市場賃料上昇率（2020年：1-2%（平均1.8%）、2019年：2%） - 空室期間（2020年及び2019年：それぞれリース期間末日後平均3.5ヶ月及び3ヶ月） - 稼働率（2020年：86-95%、加重平均92%、2019年：91-95%、加重平均92.8%） - 無賃料期間（2020年及び2019年：0-6ヶ月、新たなリースについては加重平均3ヶ月） - リスク調整後割引率（2020年：6.5%、2019年：5.5%） 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の場合、公正価値の見積りが増加（減少）します。 - 予想市場賃料上昇率の増加（減少） - 空室期間の短縮（延長） - 稼働率の増加（減少） - 無賃料期間の短縮（延長） - リスク調整後割引率の減少（増加）

産業用不動産

当社グループは、[X国] に所有する産業用施設をCOVID-19感染拡大から著しく影響を受けていない事業会社にリースしています。

2020年12月31日現在、鑑定人は、インフレ期待の低下を反映させるために、割引率を0.5%引き上げ、予想市場賃料率を調整することで、COVID-19の潜在的な影響を織り込んでいます。

以下の表は産業用施設の公正価値の測定に用いられた評価技法及び重要な観察可能でないインプットを示しています。

評価技法	重要な観察可能でないインプット	重要な観察可能でないインプットと公正価値測定との関係
割引キャッシュフロー： この評価モデルでは、投資不動産により創出されることが見込まれるキャッシュフローの純額の現在価値を、予想賃料上昇率及び稼働率を考慮して検討します。キャッシュフローの純額の見積額は、リスクを調整した割引率を用いて割り引いています。割引率を見積る際には、建物の質、立地（一等地か否か）、借手の信用度及びリース期間等を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> - 予想市場賃料上昇率（2020年：1-2%（平均1.8%）、2019年：2%） - 稼働率（2020年及び2019年：100%） - リスク調整後割引率（2020年：5.5%、2019年：5%） 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の場合、公正価値の見積りが増加（減少）します。 - 予想市場賃料上昇率の増加（減少） - 稼働率の増加（減少） - リスク調整後割引率の減少（増加）

商業用及び産業用不動産の公正価値測定で用いられる複数の観察可能でないインプットの間には、ある程度の相互関係があります。需要の増加は市場賃料を増加させ、空室期間の短縮及び稼働率の増加をもたらす場合があります。稼働率の減少は空室期間の長期化及び市場賃料の減少をもたらす場合があります。

IFRS 13.93(d), (h)(i), 99

IFRS 13.93(h)(i)

連結財務諸表注記（抜粋）

2. 投資不動産（続き）

C. 感応度分析

商業用不動産

投資不動産の公正価値の算定に関するインプットを評価する場合、重要な判断が要求されます。他の仮定に変更がないと仮定した場合に、関連する仮定の1つが報告日時点で合理的に可能な範囲で変動することによる商業用不動産の公正価値に与える影響は以下のとおりです。COVID-19感染拡大の影響は、2020年度における当該変動の範囲が比較対象の事業年度より拡大していることを示しています。

千ユーロ	2020年12月31日		2019年12月31日	
	増加	減少	増加	減少
割引率 (2020年：2%の変動、2019年：1%の変動)	(170)	173	(95)	97
稼働率 (2020年：10%の変動、2019年：5%の変動)	123	(121)	75	(72)
無賃料期間 (2020年：6ヶ月の変動、2019年：3ヶ月の変動)	(42)	43	(20)	22
空室期間 (2020年：12ヶ月の変動、2019年：6ヶ月の変動)	(84)	85	(30)	31
予想市場賃料上昇率 (2020年：10%の変動、2019年：5%の変動)	131	(129)	79	(77)

IAS 1.125, 129

2.2 期待キャッシュフローアプローチ

事例

当社グループはのれんを含む2つの資金生成単位 (CGU) を有するレストランチェーンを運営しています。当該CGUは2020年にCOVID-19の感染拡大により著しい影響を受け、2020年6月30日現在の当社グループの期中財務諸表における減損及び2020年12月31日現在の追加的な減損をもたらしました。2020年に、当社グループは回収可能価額を見積る際に用いる評価技法を、単一キャッシュフローシナリオを用いる従来のアプローチ (割引率を調整する方法) から複数の確率加重キャッシュフローシナリオを用いる期待キャッシュフローアプローチに変更しました^a。

注記の開示例

連結財務諸表注記 (抜粋)

1. 判断及び見積りの使用

A. 仮定及び見積りの不確実性

IAS 1.125, 129-130

以下の注記には、翌事業年度において資産及び負債の帳簿価額の重要な修正をもたらすリスクのある、2020年12月31日現在の仮定及び見積りの不確実性に関する情報が含まれています。

- 注記2-のれんを含むCGUの減損テスト：回収可能価額の基礎となる主要な仮定
- [...]

2. 無形資産及びのれん

A. のれんを含むCGUの減損テスト^b

IAS 36.134(a)-(b)

Z社は、[X国] に所在する完全子会社であり、10店舗（[B市] に5店舗及び [C市] に5店舗）のレストランチェーンを運営しています。2020年度のZ社の事業は、COVID-19感染拡大と感染拡大防止策の実施により著しい影響を受けました。3ヶ月間のロックダウン期間を含む感染拡大防止策は、2020年6月30日に終了した6ヶ月間の要約期中財務諸表における減損テストのトリガー事象となりました。期中の減損テストでは1,000千ユーロののれんの減損となりました。当社グループは毎年12月にのれんを含むCGUの回収可能価額とそれらの帳簿価額を比較することでのれんの減損テストを実施しています。年次減損テストの結果、さらに400千ユーロ（2019年度はゼロ）の減損となりました。当該減損は「その他の費用」に認識されました^c。のれん以外で減損した資産はありませんでした。

期中減損テストに用いられた仮定は、2021-2023年度の予想EBITDAの低下及びコロナ危機以前の売上高及び利益率への回復の遅延を反映させるために更新されています。不確実性の高さから、Z社の事業に対するCOVID-19感染拡大の影響の程度及び期間を完全に予測することは著しく困難でした。

IFRS 13.66

- a. IFRS第13号では、評価技法の変更またはその適用による修正は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って会計上の見積りの変更として会計処理される。その結果、当該修正は将来にわたって認識される。ただし、会計上の見積りの変更に関するIAS第8号の開示は要求されない。

IAS 36.134

- b. CGUに配分されたのれんまたは耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額が、企業全体のそれらの帳簿価額と比較して重要である場合に、各CGU（またはCGUグループ）について独立した開示が要求される。

IAS 36.126,
Insights 3.10.410.20

- c. この企業グループは、費用を機能別に分類し、減損損失を適切な機能に配分している。KPMGの見解では、減損損失を機能に分配できないという稀なケースにおいては、重要であれば独立の表示項目（例：のれんの減損）として「その他の費用」に含めて計上し、追加的情報を注記で開示しなければならない。

連結財務諸表注記（抜粋）

2. 無形資産及びのれん（続き）

A. のれんを含むCGUの減損テスト（続き）

IAS 36.134(a)

のれんは、減損テストを目的として、経営者がのれんをモニタリングするレベルに基づいて、2つのグループのCGUに以下のとおり配分されています。

IAS 36.134(a)

千ユーロ	2020年	2019年
CGU B ([B市]のレストラン)	60	780
CGU C ([C市]のレストラン)	40	720
のれん	100	1,500

IAS 36.130(e)

2020年12月31日時点で、2つのCGUそれぞれの回収可能価額は帳簿価額を下回りました。

千ユーロ	2020年	2019年
回収可能価額 - CGU B	16,300	20,000
回収可能価額 - CGU C	15,900	19,500

IAS 36.130(d)(ii), 134(c)

各CGUの回収可能価額は、CGUの使用価値よりも高い処分コスト控除後の公正価値（FVLCD）に基づいています。不確実性のレベルが高まったことから、2020年においてFVLCDは期待キャッシュフローアプローチを適用する割引キャッシュフロー（DCF）予測を用いて見積りが実施されました。このアプローチは、単一キャッシュフローシナリオを用いるのではなく、様々な将来の事象やシナリオの発生可能性の想定を考慮した複数のキャッシュフロー予測を用いています。多くのシナリオ及び事象が発生する可能性が存在するものの、経営者は、以下に詳述される4つのシナリオ（基本シナリオ／経済状況の回復シナリオ／経済状況の悪化シナリオ／最悪のケース）が潜在的な結果の代表的なサンプルを反映していると最終的に結論付けています。

IAS 36.134(e)(ii)

減損テストは、経営者により作成され、取締役会で承認された予算及び事業計画に基づくキャッシュフロー予測を用いて行います。当該予算及び事業計画は報告日時点の最新の動向を反映するように更新されています。経営者の予想はこれまでの業績が反映され、経済の後退時期の経験に基づいており、かつ市場参加者が想定するであろう仮定と整合するものです。4つのシナリオは失業率、GDP及びインフレーションに対するCOVID-19の経済的な影響に関して、2020年12月に[X国]の財務省により公表されたシナリオに基づいています。当該シナリオは[X国]に特化した様々な経済回復の道筋を反映しています。

IAS 36.134(e)(iiA)

経営者は各シナリオの発生確率をウェイト付け（確率加重）して割当てます。回収可能価額は、確率加重された期待キャッシュフローの現在価値を算定することにより見積られました。この公正価値測定は、用いた評価技法に用いられたインプットに基づき、レベル3の公正価値に区分されます。

IAS 36.134(e)(iiB)

2020年度に、グループは、回収可能価額の見積りに用いる評価技法を単一キャッシュフローシナリオを用いる従来のアプローチ（割引率を調整する方法）から複数の確率加重キャッシュフローシナリオを用いる期待キャッシュフローアプローチに変更しました。この変更は、COVID-19感染拡大後、見積りの不確実性が大幅に高まり、キャッシュフロー予測の潜在的な範囲が拡大したことによるものです。

IAS 36.134(e)(iii)

- 経済状況の回復シナリオは、2021年度末時点でコロナ危機以前の売上高及び利益率レベル（営業利益率8%）まで回復することを反映しています。2021年度の見積営業利益率は、売上高の減少により7%（2019年度：8%）です。
- 基本シナリオは、2022年度末に向かってコロナ危機以前の売上高及び利益率レベルまで回復することを反映しています。2021-2022年度の見積営業利益率は、売上高の減少により7%です。

連結財務諸表注記（抜粋）

2. 無形資産及びのれん（続き）

A. のれんを含むCGUの減損テスト（続き）

- 経済状況の悪化シナリオは、2021年度末までに2つのレストランが閉店（各CGUで1つずつ）し、2023年度末に向かって残りのレストランがコロナ危機前の売上高及び利益率レベルまで回復することを反映しています。2021-2023年度の見積営業利益率は、売上高の減少により6%です。
- 最悪ケースのシナリオは、重要な営業損失により、近い将来Z社が破産し、当社グループの銀行、その他の債権者及び株主が資金提供を継続しなくなることを想定しています。このシナリオにおける回収可能価額は、秩序ある取引におけるCGUの資産のFVLCDが反映された清算価値に基づいて最小限となります^a。

IAS 36.134(e)(iii)

経済状況の回復シナリオ／基本シナリオ／経済状況の悪化シナリオの各ケースに関するキャッシュフローの予測には、5年間に特定の見積り及び5年目以降の永久成長率が含まれます。

IAS 36.134(e)(i)

各CGUの売上高と利益率が酷似していることから、同じ仮定が各CGUに対する減損テストの実施に用いられました。2020年12月31日時点の各CGUに関する回収可能価額の見積りに用いられた主要な仮定は、以下のとおりです^{b, c}。

千ユーロ	最悪	経済状況の悪化	基本	経済状況の回復	
IAS 36.134(e)(i)	確率加重	15%	30%	45%	10%
IAS 36.134(e)(v)	割引率（税引後）		9.6%		
IAS 36.134(e)(i), (f)(ii)	EBITDA成長率（2021-2023年）	-	12%	20%	29%
IAS 36.134(e)(i), (f)(ii)	EBITDA成長率（2024-2025年）	-	2%	3%	4%
IAS 36.134(e)(iv), Insights 3.10.230.20	永久成長率	-	1.5%	1.5%	2%

IAS 36.134(e)(ii)

上記の表に示された主要な仮定は、以下の前提に基づいています。

- **確率加重**：経済の後退局面における実績及びCOVID-19感染拡大以降の経済の見通しに基づいて、経営者は主体的に各シナリオに確率加重を配分しています。経営者は、経済が回復するシナリオにおけるより強固な回復の可能性、及び経済が悪化するシナリオにおける破産リスクを考慮して、この確率加重の配分がこれらのシナリオの可能性に対する合理的な評価を表示していると考えています。
- **割引率**：割引率は加重平均資本コスト（WACC）を用いています。この割引率は見積キャッシュフローが調整されるリスクを反映していません。
- 割引率は、関連する市場で最も信用力のある政府が発行したCGUのキャッシュフローと同一通貨建ての30年物国債の利率を基に、株式投資によるリスクの増加及び特定のCGUのリスクを反映するリスク・プレミアムを調整した税引後割引率です。
- **EBITDA成長率（2021-2023年）**：EBITDA成長率は、経済状況の悪化シナリオの下で、2021年における再編予測（レストランの閉店）を考慮し見積りが実施されました。EBITDA成長率は、(1) 各シナリオの下で2021-2023年度の経済状況の見通しを考慮して判断された2021-2023年度の収益成長率、及び (2) 各シナリオ別に前頁で詳述した営業利益率に基づいています。

a. 経営者は業績悪化の程度から、最悪のシナリオの下でFVLCDを見積もる際の仮定は、市場参加者による仮定と一致すると考える。つまり、継続企業から清算価値ベースへの変更が必要となる可能性がある。

IAS 36.134(e)(ii), (iv)-(v), (f), IE89

b. IAS第36号「資産の減損」では、キャッシュフロー予測に用いた割引率及び成長率に関する定量的開示が明確に要求されている。他の主要な仮定については、主要な仮定それぞれに割り当てた値の経営者の算出方法、それらの値が過去の経験を反映したものかどうか、または該当する場合には外部の情報源と整合的であるかどうか（整合的でない場合には、過去の経験または外部の情報源と異なる程度及び理由）の記述を開示することを求めた規定を考慮すると、定量的開示でよい。主要な仮定の合理的な変更により減損が生じる可能性がある場合は、追加で定量的情報も開示する。

c. 本冊子では例示されていないが、前年度に実施された減損テストの比較数値の提供も求められている。

連結財務諸表注記（抜粋）

2. 無形資産及びのれん（続き）

A. のれんを含むCGUの減損テスト（続き）

- EBITDA成長率 (2024-2025年) : EBITDA成長率は、2024-2025年の期待収益成長率を反映しています。コロナ危機前の営業利益率は、各年度のすべてのシナリオにおいて8%です。
- 永久成長率 : 永続的な長期成長率は、[X国]の名目GDP成長率と、経営陣が予測するEBITDAの長期年間平均成長率とのいずれか小さいほうにより決定しています。基本及び経済状況の悪化シナリオに関する永久成長率1.5%（2019年：2%）は、GDPに対するコロナ危機の長期的な影響の可能性を反映するために引き下げられています。

回収可能価額の見積りに用いた仮定は、市場参加者による仮定と一致しています。

IAS 36.134(f)

減損損失の認識後、各CGUの回収可能価額はその帳簿価額と同額となりました。したがって、主要な仮定が悪化するとさらなる減損が生じることになります。

IAS 1.125, 129

以下は、仮定の変動がどのように減損損失の著しい増加につながり得るかを示しています^a。

千ユーロ	減損の増加
基本シナリオ及び経済状況の悪化シナリオの加重確率をそれぞれ35%及び40%とした場合	200
税引後割引率が9.6%から11%へ増加した場合	150
経済状況の悪化シナリオ及び基本シナリオの下で2021-2023年度のEBITDA成長率が10%減少した場合	130
経済状況の悪化シナリオ及び基本シナリオの下で2024-2025年度のEBITDA成長率が1%減少した場合	100

^a 本冊子では例示されていないが、前年度に実施された減損テストの比較数値の提供も求められている。

3 金融商品

3.1 予想信用損失

事例

COVID-19感染拡大に対応して、当社グループは特定の顧客に関する貸付期間を一時的に延長しました。当社グループは、法人顧客に対する営業債権についてグループ単位で予想信用損失（ECL）を算定する際のグループを細分化し、法人顧客及び個人顧客に対する営業債権のスカラー因子を増加させました。

注記の開示例

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 金融商品 - 公正価値及びリスク管理

A. 金融リスク管理

i. 信用リスク

「信用リスク」とは、顧客または金融商品の取引相手が契約上の義務を果たすことができなかった場合に当社グループが負う財務上の損失リスクであり、主に当社グループの顧客に対する債権から生じます。

金融資産及び契約資産の帳簿価額は信用リスクの最大エクスポージャーを表しています。

純損益に認識している金融資産及び契約資産の減損損失は、以下のとおりです。

千ユーロ	2020年	2019年
顧客との契約から生じる営業債権及び契約資産に係る減損損失	1,311	193

営業債権及び契約資産

当社グループの信用リスクに対するエクスポージャーは、主に各顧客の特性の影響を受けます。ただし、経営陣は、当社グループの顧客基盤の信用リスクに影響を及ぼし得る要因（顧客が事業を営む業界、国または地域に関連する債務不履行リスクを含む）についても考慮しています。収益の集中に関する詳細な情報は、事業セグメントの注記（注記X）を参照してください。

リスク管理委員会は、新規顧客について、当社グループの標準決済方法及び引渡条件の提示前に、個別にその信用状況を分析するという信用方針を策定しています。この分析には、入手可能な場合には外部格付、財務諸表、信用情報機関の情報、業界情報及び必要に応じて銀行信用照会が含まれています。また顧客ごとに販売限度額を設定しており、これらの限度額を四半期ごとに見直しています。これらの限度額を超える販売については、リスク管理委員会からの承認が必要です。また、COVID-19感染拡大に対応して、リスク管理委員会は、感染拡大によって深刻な影響を受ける地域及び業界の顧客に係る販売限度額に対する見直しの頻度を高めています。

当社グループは、個人及び法人顧客に対してそれぞれ30日及び90日の最大支払期間を設けることによって、営業債権の信用リスクに対するエクスポージャーを制限しています。2020年12月31日に終了した事業年度において、当社グループは、一時的に、COVID-19感染拡大の直接的な結果として借入ができないという流動性制約に直面する特定の顧客に対して最長で120日まで貸付期間を延長しました。すべての期間延長は、顧客の信用状況に対するCOVID-19感染拡大の影響を注意深く考慮したうえで、現在の販売限度額内で付与されており、当該延長を付与された各顧客については、その信用力の低下を注意深く監視しています。

IFRS 7.31, 33

IFRS 7.35K(a), 36(a)

IAS 1.82(ba)

IFRS 15.113(b)

IFRS 7.33(a)-(b)

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 金融商品 - 公正価値及びリスク管理（続き）

A. 金融リスク管理（続き）

i. 信用リスク（続き）

営業債権及び契約資産（続き）

当社グループの顧客の84%以上は、4年以上当社グループとの取引を継続しております。当社グループは、顧客の信用リスクを監視するうえで、各顧客を、個人と法人のいずれであるか、卸売り、小売と最終消費者顧客のいずれであるか、地理的立地、業種、当社グループとの取引履歴、過去の財政難の有無を含む、信用特性によりグループ化しています。COVID-19感染拡大に対応して、当社グループは、COVID-19感染拡大による各顧客グループのエクスポージャーへの影響に重要な違いがある場合、これらの顧客グループのいくつかをサブグループに分割しました。

IFRS 7.33(c)

当社グループはCOVID-19感染拡大に対応して経済環境を監視しており、COVID-19により深刻な影響を受けた顧客へのエクスポージャーを制限するための措置を講じています。2020年、当社グループは、特定の顧客（特に[X国及びY国]で事業を営む顧客）に対する販売限度額を引き下げました。これは、COVID-19感染拡大が、その他の国の顧客よりも、これらの国の顧客に対して大きな影響を及ぼしていることがわかったためです。

IFRS 7.35K(b), B8G

当社グループは、営業債権及びその他の債権に関して担保を請求していません。当社グループは担保の存在を理由に損失評価引当金を認識していない営業債権及び契約資産を有していません。

IFRS 7.34(a), (c)

2020年12月31日における地域別の営業債権及び契約資産に係る信用リスクに対するエクスポージャーは以下のとおりです。

千ユーロ	帳簿価額	
	2020年	2019年
[X国及びY国]	5,598	4,583
その他の国	20,027	10,649
米国	11,374	7,687
その他の地域	286	188
	37,285	23,107

IFRS 7.34(a), (c)

2020年12月31日における取引先業種別の営業債権及び契約資産に係る信用リスクに対するエクスポージャーは以下のとおりです。

千ユーロ	帳簿価額	
	2020年	2019年
卸売業	26,191	11,094
小売業	9,246	9,145
最終消費者	1,342	1,820
その他	506	1,048
	37,285	23,107

IFRS 7.34(a), (c)

当社グループの最も重要な顧客である欧州の卸売業者に係る2020年12月31日現在の帳簿価額は8,034千ユーロです（2019年：4,986千ユーロ）。

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 金融商品 – 公正価値及びリスク管理（続き）

A. 金融リスク管理（続き）

i. 信用リスク（続き）

営業債権及び契約資産（続き）

当社グループの営業債権及び契約資産に係る信用リスクに対するエクスポージャーの要約は、以下のとおりです。

千ユーロ	2020年		2019年	
	信用減損なし	信用減損あり	信用減損なし	信用減損あり
外部の信用格付けが、少なくとも格付機関[X]でBaa3または格付機関[Y]でBBB-	6,397	-	5,139	-
その他の顧客：				
- 当社グループとの取引が4年以上*	22,298	-	14,230	-
- 当社グループとの取引が4年未満*	6,143	-	3,290	-
- リスクが高い顧客	2,544	1,223	446	216
帳簿価額（総額）合計	37,382	1,223	23,105	216
損失評価引当金	(804)	(516)	(135)	(79)
	36,578	707	22,970	137

* 「リスクが高い顧客」を除く

法人顧客に係る予想信用損失の評価

当社グループは、損失リスクの前兆であるとされるデータ（外部格付、監査済財務諸表、管理会計及びキャッシュフローの予測並びに顧客に関する利用可能な公表情報を含むが、これらに限定されない）に基づき、また経験に裏付けられた信用判定により各エクスポージャーを信用リスク格付に分配しています。信用リスク格付は、債務不履行リスクを示す定性的要因及び定量的要因を用いて定義され、格付機関[X]及び[Y]の外部信用格付けの定義に整合させています。

各信用リスクの格付におけるエクスポージャーは地理的立地及び業種の区別にグループ分けし、予想信用損失率は過去7年間にわたる延滞状況及び信用損失の実績に基づき、それぞれのグループ別に計算しています。これらの損失率には、過去のデータを収集した期間における経済状況の違い、現在の状況及び債権の予想残存期間にわたる経済状況に関する当社グループの見通しを反映するスカラー因子を乗じています。

2020年12月31日に終了した事業年度に関して、当社グループは、COVID-19感染拡大によるエクスポージャーへの影響の程度に著しい違いが生じたので、各リスク格付けをグループ分けする方法と地理的立地及び業種の区分をエクスポージャーのサブセグメントに分割する方法を見直しました。スカラー因子はGDPの予測及び政府支援策の影響の予想を含む業界の見通しに基づき、次のように設定されています。

	2020年		2019年
	COVID-19感染拡大により深刻な影響を受けたエクスポージャー	その他のエクスポージャー	
[X国]	1.8	1.3	1.2
[Y国]	1.2	0.9	0.8
[その他の国]	-	1.3	1.2
[A業界]	2.5	-	1.9

IFRS 7.34(a), 35M, B8I

IFRS 7.35B(a), 35F(c), 35G(a)-(b)

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 金融商品 - 公正価値及びリスク管理（続き）

A. 金融リスク管理（続き）

i. 信用リスク（続き）

営業債権及び契約資産（続き）

法人顧客に係る予想信用損失の評価（続き）

以下の表は、2020年及び2019年12月31日現在の法人顧客の営業債権及び契約資産の信用リスクに対するエクスポージャー及び予想信用損失に関する情報です。

2020年12月31日 千ユーロ	相当する外部信用格付機関[Y]	加重平均 損失率	帳簿価額 (総額)	損失評価 引当金	信用減損
格付1-6: 低リスク	BBB-からAAA	0.70%	9,163	(64)	無
格付7-9: 中リスク	BB-からBB+	1.75%	15,194	(266)	無
格付10: 要管理	B-からCCC-	6.58%	1,633	(107)	無
格付11: 貸倒懸念	CからCC	39.50%	918	(363)	有
格付12: 貸倒	D	50.10%	167	(84)	有
			27,075	(884)	
2019年12月31日 千ユーロ	相当する外部信用格付機関[Y]	加重平均 損失率	帳簿価額 (総額)	損失評価 引当金	信用減損
格付1-6: 低リスク	BBB-からAAA	0.20%	4,786	(10)	無
格付7-9: 中リスク	BB-からBB+	0.60%	8,141	(49)	無
格付10: 要管理	B-からCCC-	2.20%	865	(19)	無
格付11: 貸倒懸念	CからCC	30.10%	100	(30)	有
格付12: 貸倒	D	41.80%	101	(42)	有
			13,993	(150)	

個人顧客に係る予想信用損失の評価

当社グループは、個人顧客の営業債権の予想信用損失の測定に、引当マトリクスを使用しています。個人顧客の営業債権は、非常に多数の少額の残高で構成されています。

損失率は、債権が延滞から直接償却までの一連の段階を推移する確率に基づく「ロールレート」法を用いて計算しています。ロールレートは、一般的な信用リスク特性（地理的立地、顧客関係の経過年数及び購入された商品の種類）に基づき、各セグメントのエクスポージャー別に計算しています。

損失率は、過去7年間にわたる支払実績及び信用損失の実績に基づいています。これらの損失率には、過去データを収集した期間における経済状況の違い、現在の状況及び債権の予想残存期間にわたる経済状況に関する当社グループの見通しを反映するスカラー因子を乗じています。

スカラー因子は失業率の実績及び予測を反映しており、次のように設定されています。[X]国：1.6（2019年：1.2）、[Y]国：1.2（2019年：1.0）、[その他の国]：1.3（2019年：1.1）

スカラー因子は各地理的立地におけるCOVID-19感染拡大による予想される影響と実際の影響を反映し、2020年に増加しました。COVID-19感染拡大の結果として、販売が行われる前に顧客に貸付期間の一時的な延長が付与されている場合、期日経過の状況は延長された貸付期間に基づいています。COVID-19感染拡大の結果として、顧客が販売後の一時的な支払猶予期間（最長で2ヶ月）を付与されている場合は、エクスポージャーは当初の支払期日に基づいて期日を経過しているとみなされます。

IFRS 7.35M, B8I

IFRS 7.35B(a), 35F(c),
35G(a)-(b)

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 金融商品 - 公正価値及びリスク管理（続き）

A. 金融リスク管理（続き）

i. 信用リスク（続き）

営業債権及び契約資産（続き）

個人顧客に係る予想信用損失の評価（続き）

IFRS 7.35M-35N, B8I

以下の表は、2020年及び2019年12月31日現在の個人顧客の営業債権及び契約資産の信用リスクに対するエクスポージャー及び予想信用損失に関する情報です。

2020年12月31日 千ユーロ	加重平均 損失率	帳簿価額 (総額)	損失評価 引当金	信用減損
期日前	0.70%	5,611	(39)	無
1-30日の期日経過	1.75%	3,638	(64)	無
31-60日の期日経過	6.70%	1,232	(83)	無
61-90日の期日経過	19.90%	911	(181)	無
90日超の期日経過	50.20%	138	(69)	有
		11,530	(436)	
2019年12月31日 千ユーロ	加重平均 損失率	帳簿価額 (総額)	損失評価 引当金	信用減損
期日前	0.30%	7,088	(21)	無
1-30日の期日経過	1.10%	2,012	(22)	無
31-60日の期日経過	5.60%	193	(11)	無
61-90日の期日経過	14.60%	20	(3)	無
90日超の期日経過	43.50%	15	(7)	有
		9,328	(64)	

営業債権及び契約資産に係る損失評価引当金の変動

IFRS 7.35H

当事業年度中の営業債権及び契約資産に係る損失評価引当金の変動は、以下のとおりです。

千ユーロ	2020年	2019年
1月1日現在の残高	214	26
直接償却額	(205)	(5)
損失評価引当金の再測定額（純額）	1,311	193
12月31日現在の残高	1,320	214

IFRS 7.35L

2020年度中に直接償却された契約上の金額70千ユーロを含む営業債権は、依然として履行強制活動の対象となっています。

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 金融商品 - 公正価値及びリスク管理（続き）

A. 金融リスク管理（続き）

i. 信用リスク（続き）

営業債権及び契約資産（続き）

営業債権及び契約資産に係る損失評価引当金の変動（続き）

2020年度中の損失評価引当金の変動の要因は以下のとおりです。

- COVID-19感染拡大による深刻な影響を受けなかった [その他の国] の卸売業者顧客に対する事業が好調であった結果、営業債権が4,556千ユーロ（2019年：2,587千ユーロ）増加し、損失評価引当金が44千ユーロ（2019年：23千ユーロ）増加しました。
- COVID-19感染拡大により生じた流動性制約に直面する特定の顧客に対する貸付期間の一時的な延長により、営業債権が984千ユーロ増加し、損失評価引当金が40千ユーロ増加しました。
- COVID-19感染拡大により深刻な影響を受けた法人顧客の営業債権に対しより高いスカラー因子を適用した結果、損失評価引当金が425千ユーロ増加しました。
- 個人顧客に対する営業債権の経過年数及びスカラー因子の変動により、損失評価引当金が266千ユーロ増加しました。
- 信用減損債権残高が[X国] で543千ユーロ（2019年：98千ユーロ）及び [Y国]で470千ユーロ（2019年：35千ユーロ）増加した結果、損失評価引当金がそれぞれ165千ユーロ（2019年：44千ユーロ）及び135千ユーロ（2019年：12千ユーロ）増加しました。
- 営業債権の直接償却により、損失評価引当金が205千ユーロ減少しました。

IFRS 7.35I, B8D

3.2 流動性リスク

3.2.1 財務流動性の強化

事例

当社グループはCOVID-19感染拡大に対応して流動性リスクを管理するために、金融負債の条件を再交渉し、新しい信用枠を確保しました。当社グループは継続企業としての存続能力に重大な疑義を生じさせるような重要な不確実事項はないと結論付けました。

注記の開示例

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 金融商品 - 公正価値及びリスク管理

A. 金融リスク管理

i. 流動性リスク

「流動性リスク」とは、当社グループが現金またはその他の金融資産を引き渡すことにより決済される金融負債に関連する債務を履行する際に、困難に直面するリスクのことです。当社グループの流動性管理の目的は、許容できない損失を発生させたり、当社グループの評判にダメージを及ぼすリスクを負ったりすることなく、通常時においてもストレス下においても、期日に債務を履行するために十分な流動性があることを可能な限り確実にすることです。

当社グループは、物品及びサービスの原価に活動基準原価計算を使用して算定しており、これをキャッシュフローの管理及び投資に係るキャッシュリターンを最大化に役立てています。

当社グループは、現金及び現金同等物、並びにその他の市場性の高い債券への投資を、金融負債（営業債務を除く）に係る向こう60日間の期待キャッシュ・アウトフローを超える水準で維持することを目標としています。投資のアウトフローに対する比率は、2020年12月31日において1.50でした（2019年：1.58）。当社グループは、営業債務及びその他の債務に係る期待キャッシュ・アウトフローとともに、営業債権及びその他の債権に係る期待キャッシュ・インフローのレベルも監視しています。2020年12月31日において、2ヶ月以内に期日が経過する営業債権及びその他の債権からの期待キャッシュ・インフローは12,331千ユーロ（2019年：8,940千ユーロ）であり、2ヶ月以内に支払期日が到来する営業債務及びその他の債務からの期待キャッシュ・アウトフローは8,336千ユーロ（2019年：7,250千ユーロ）でした。この見積りは、自然災害などの合理的に予測不可能な極端な状況に関する潜在的な影響を考慮していません。営業債権からの期待キャッシュ・インフローが前年度より増加した主な要因は、COVID-19感染拡大の結果、2020年10月までに生じた特定の営業債権に関して、当社グループがその貸付期間を60日～90日延長したことです。

COVID-19感染拡大により将来生じる可能性がある流動性制約に対して、当社グループが講じた措置及び連結財務諸表に対するそれらの措置の影響は以下のとおりです。

- 2020年5月1日、当社グループは、政府の財政支援プログラムの下で、商業銀行による3年間のCOVID-19特別企業向け融資枠15,000千ユーロを確保しました。当該融資枠の利用で、当社グループは返済期日を2023年5月1日とする融資を受けることが可能となり、これにより一時的に流動性のさらなる強化が期待できます。利息は引き出した金額に対してEURIBORプラス200ベース・ポイントのレートで支払われます。当社グループは、当該融資枠の下で2020年12月31日に400千ユーロの融資を受けました。
- 2020年5月8日、当社グループは10,000千ユーロの銀行借入に対する利息について、4ヶ月間の支払免除を要請し、許可されました。その結果、当社グループは条件変更による利得として300千ユーロを純損益に認識しました。
- 2020年9月30日、当社グループは8,000千ユーロの銀行借入金の条件を再交渉し、当該借入金の満期を2022年から2028年に延長し、金利を5%から7%に引き上げました。当社グループは既存の借入金の認識を中止し、新しい借入金を公正価値で認識しました。その結果、当社グループは、認識中止による損失200千ユーロ（貸手に支払う160千ユーロの借換え費用を含む）を純損益に認識しています。

IFRS 7.31, 33

IFRS 7.34(a), 39(c), B10A

IAS 1.112(c), 122-123, 7.50(a), 33(c), B11F

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 金融商品 - 公正価値及びリスク管理（続き）

A. 金融リスク管理（続き）

i. 流動性リスク（続き）

さらに、当社グループは、以下に挙げるその他の信用枠（2020年12月31日時点で未使用）を維持しています。

- 無担保の10,000千ユーロの当座借越枠。利息は、利用額に対してEURIBORプラス150ベース・ポイントのレートで支払われます（2019年：EURIBORプラス160ベース・ポイント）。
- 短期の資金調達ニーズに対応するための無担保の15,000千ユーロの引出枠。この枠は、30日満期であり、当社グループの選択により自動的に更新されます。利息は、利用額に対してEURIBORプラス100ベース・ポイントのレートで支払われます（2019年：EURIBORプラス110ベース・ポイント）。

当社グループの信用格付けについては、格付機関 [X]による格付がA、格付機関 [Y]による格付がA3と従前から変更はありません。したがって、当社グループは、必要な場合には現在の借入れと同様に市場金利で、既存の貸手から追加的融資を受けることができると予想しています。

流動性リスクに対するエクスポージャー

報告日における金融負債の契約上の満期は以下のとおりです。これらの金額は割引前の総額で示されており、契約上の利息支払額を含み、相殺契約の影響を除外しています。

		契約上のキャッシュフロー						
2020年12月31日	千ユーロ	帳簿価額	合計	2ヶ月以内	2-12ヶ月	1-2年	2-5年	5年超
非デリバティブ金融負債								
銀行当座借越		334	(334)	(334)	-	-	-	-
COVID-19特別企業向け 融資枠の利用		400	(432)	-	-	-	(432)	-
担保付銀行借入金		20,078	(21,112)	(2,720)	(2,605)	(3,430)	(4,357)	(8,000)
無担保銀行借入金		503	(520)	(194)	(326)	-	-	-
[...]		XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
		契約上のキャッシュフロー						
2019年12月31日	千ユーロ	帳簿価額	合計	2ヶ月以内	2-12ヶ月	1-2年	2-5年	5年超
非デリバティブ金融負債								
銀行当座借越		282	(282)	(282)	-	-	-	-
担保付銀行借入金		18,664	(19,647)	(4,720)	(3,605)	(3,810)	(6,512)	(1,000)
無担保銀行借入金		117	(125)	(63)	(62)	-	-	-
[...]		XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

当社グループは、返済期限が2023年に到来する担保付銀行借入金2,000千ユーロを有しており、上記の流動性に係る開示に含まれています。当該借入金は財務制限条項を含んでおり、各四半期末における当社グループのネットデット（この契約上、当社グループの銀行当座借越、借入金並びに営業債務及びその他の債務の合計額から現金及び現金等価物を控除した金額と定義されています）が、当社グループの継続事業からの過去12ヶ月間の収益の0.6倍を超えてはならず、超えた場合には借入金が要求払いになることが規定されています。2020年度の各四半期では、当該条項を満たしていません。2020年12月31日時点で、当社グループの収益に対するネットデットの比率は0.4倍でした（2019年：0.3倍）。

上記の表における変動金利借入金に係る支払利息は、報告日における市場先物金利を反映しており、これらの金額は市場金利の変動に伴い変動する可能性があります。これらの金利負債を除き、満期分析に含まれているキャッシュフローが著しく早期に発生する、または著しく異なる金額となることは予想されていません。

IAS 7.50(a),
IFRS 7.B11F

IAS 1.112(c), 122-123,
IFRS 7.B11E-B11F

IFRS 7.39(a)

IFRS 7.39(a),
B11A-B11D

IFRS 7.39(a),
B11A-B11D

IFRS 7.B10A, B11D,
B11F

3.2.2 資金調達能力の欠如

事例

当社グループの信用枠は、COVID-19感染拡大により当社グループに重大な損失が生じたため、終了及び減額されました。財務諸表の承認日において、経営陣は現在及び将来の債務に対する履行義務を果たすために、当社グループは追加的な資金調達が必要となると予測しています。当社グループは、現在、代替的な資金調達契約について銀行と協議を行っています。ただし、必要とする期間に、必要な金額を資金調達できる保証はありません。当社グループが必要とする期間にそのような資金調達を実施することができない場合、継続企業として存続できない可能性があります。

注記の開示例

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 金融商品 - 公正価値及びリスク管理

A. 金融リスク管理

i. 流動性リスク

「流動性リスク」とは、当社グループが現金またはその他の金融資産を引き渡すことにより決済される金融負債に関連する債務を履行する際に、困難に直面するリスクのことです。当社グループの流動性管理の目的は、通常時においてもストレス下においても、期日に債務を履行するために、十分な流動性があることを可能な限り確実にすることです。

COVID-19感染拡大対策のためのロックダウンが行われ、2020年3月12日から12月31日まで経済活動が厳しく制限されたことから、当社グループの流動性ポジションは深刻な状況に置かれました。当社グループは設備投資及び営業費用の削減、リース契約の解約、資産の売却及びすべての任意配当の支払い停止を含めて、ロックダウンによる影響を緩和するための対策を継続的に実施しています。2020年5月8日、当社グループは、経営幹部も対象に含め、一時解雇、一時帰休及び給与カットの実施を通知しました。当社グループの事業活動に対するCOVID-19感染拡大の影響は、当社グループの財務成績及び流動性に引き続き重大な悪影響を与え、この傾向はCOVID-19の終息後もさらに継続する可能性があると考えています。

COVID-19感染拡大以前、当社グループは現金及び現金同等物、並びにその他の市場性の高い債券への投資を、金融負債に係る向こう90日間の期待キャッシュ・アウトフローを超える水準で維持する方針を満たしていました。しかし、投資のアウトフローに対する比率は、2020年12月31日において0.3でした（2019年：1.65）。当社グループは、営業債務及びその他の債務に係る期待キャッシュ・アウトフローとともに、営業債権及びその他の債権に係る期待キャッシュ・インフローのレベルも監視しています。2020年12月31日において、2ヶ月以内に期日が経過する営業債権及びその他の債権からの期待キャッシュ・インフローは、3,000千ユーロ（2019年：8,940千ユーロ）であり、営業債務及びその他の債務からの期待キャッシュ・アウトフローは、4,000千ユーロ（2019年：7,250千ユーロ）でした。当社グループは、現在及び将来の債務に係る履行義務を果たすため追加的な資金調達が必要になると見積もっています。当社グループは、キャッシュ・インフローを生み出すため、本社ビルの購入者を積極的に探しており、また支出削減のために継続的に努力しています。しかし、追加的な資金調達を行うことができない場合は、継続企業として存続する当社グループの能力に重大な疑義を生じさせる重要な不確実事項が存在すると考えています（注記Xを参照のこと）。

2020年12月29日、当社グループの信用格付は、格付機関 [X]による格付がAからCCCに、格付機関 [Y]による格付がA3からC3へと変更されました。これにより、当社グループは既存の金融負債に対する再融資を受けること、またはその他の資金調達方法を利用することが困難な状況になりました。また、これにより、担保付借入金3,460千ユーロに係る財務制限条項に違反したことになり、貸手からの14日前の事前通知による要求払いの対象となりました。

IFRS 7.31, 33,
B11E-B11F

IFRS 7.34(a), 39(c),
B10A, B11E-B11F

IAS 1.112(c), 7.50(a),
IFRS 7.B11E-B11F

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 金融商品 – 公正価値及びリスク管理（続き）

A. 金融リスク管理（続き）

i. 流動性リスク（続き）

下記の信用枠は、当社グループに重大な損失が生じたため終了、減額されました。

- 無担保当座借越枠10,000千ユーロは2020年9月30日に終了しました。
- 短期の資金調達ニーズに対応するための無担保の15,000千ユーロの信用枠は、2020年11月30日に5,000千ユーロにまで減額されました。利息は、引き出した金額に対してEURIBORプラス300ベース・ポイントのレートで支払われます（2019年：EURIBORプラス110ベース・ポイント）。当該信用枠は2020年12月31日時点で未使用となっています。

流動性リスクに対するエクスポージャー

報告日における金融負債の契約上の満期は以下のとおりです。これらの金額は割引前の総額で示されており、契約上の利息支払額を含み、相殺契約の影響を除外しています。

契約上のキャッシュフロー

2020年12月31日 千ユーロ		帳簿価額	合計	2ヶ月以内	2-12ヶ月	1-2年	2-5年	5年超
非デリバティブ金融負債								
銀行当座借越	1,334	(1,334)	(334)	(1,000)	-	-	-	-
担保付銀行借入金	17,069	(17,869)	(4,460)	(6,087)	(1,810)	(5,512)	-	-
無担保銀行借入金	1,503	(1,520)	(1,194)	(326)	-	-	-	-
[...]	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

契約上のキャッシュフロー

2019年12月31日 千ユーロ		帳簿価額	合計	2ヶ月以内	2-12ヶ月	1-2年	2-5年	5年超
非デリバティブ金融負債								
銀行当座借越	282	(282)	(282)	-	-	-	-	-
担保付銀行借入金	12,078	(13,112)	(1,720)	(3,605)	(518)	(6,357)	(912)	-
無担保銀行借入金	117	(125)	(63)	(62)	-	-	-	-
[...]	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

上記の表における変動金利借入金に係る支払利息は、報告日における市場先物金利を反映しており、これらの金額は市場金利の変動に伴い変動する可能性があります。これらの金融負債を除き、満期分析に含まれているキャッシュフローが著しく早期に発生する、または著しく異なる金額となることは予想されていません。

IFRS 7.39(a)

IFRS 7.39(a),
B11A-B11DIFRS 7.39(a),
B11A-B11D

IFRS 7.B10A, B11D

3.3 ヘッジ会計

3.3.1 ヘッジ対象の予定取引が、発生する可能性が非常に高いとはいえない、及び／または発生が見込まれない

事例

当社グループは、「発生する可能性が非常に高い」と判断される米ドル建て予定販売取引から発生する外国為替リスクに対して、IFRS第9号「金融商品」に従って、キャッシュフロー・ヘッジ会計を適用しています。当社グループのリスク管理戦略は、COVID-19感染拡大前後で変更ありません。ただし、2020年3月以降、当社グループは当社グループの事業予算及び事業計画にCOVID-19感染拡大の影響を反映させており、これらは予定取引が「発生する可能性が非常に高い」及び「発生が見込まれる」か否かを評価するために用いられます。2020年3月に、当社グループはヘッジ対象である8,000千ドルの予定販売取引が発生する可能性は非常に高いとはいえないと判断しました。その結果、当社グループは、以下のように当該取引に関するヘッジ会計を中止することになりました。

- 当初の予定取引額のうち7,500千ドルは発生が見込まれなくなったため、キャッシュフロー・ヘッジ剰余金に累積された関連金額は純損益に振り替えられました。これにより、キャッシュフロー・ヘッジ剰余金の利得累計額（純額）100千ユーロは、2020年12月31日に終了した事業年度において、純損益に振り替えられました。
- 予定取引額のうち500千ドルは、依然として発生する見込みがあります。これらの中止されたヘッジ関係に関連するキャッシュフロー・ヘッジ剰余金の残高は、10千ユーロです。

注記の開示例

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 金融商品 – 公正価値及びリスク管理

A. 金融リスク管理

i. 市場リスク

為替リスク

IFRS 7.21C, 22A(a)

当社グループは、販売に用いられる通貨とグループ企業各社の機能通貨との間にミスマッチが存在する範囲で取引の為替リスクにさらされています。グループ企業各社の機能通貨は主にユーロであり、これらの取引に利用される通貨は米国ドルとなっています。当社グループは、これらの販売取引に対する為替リスクをヘッジするために為替予約を使用し、IFRS第9号「金融商品」の要件を満たす場合（予定取引が発生する可能性が非常に高いことを含む）には、キャッシュフロー・ヘッジ会計を適用しています。

IFRS 7.21A, 22A(b)-(c), 22C

当社グループのリスク管理方針では、向こう12ヶ月の予定販売取引に関して見積もられた為替リスクに対するエクスポージャーの75%から85%をヘッジすることとしています。

IFRS 7.21A, 22A, 23E

当社グループのリスク管理戦略は、COVID-19感染拡大前後で変更ありません。ただし、COVID-19感染拡大による景気の停滞は、グループの事業予算及び事業計画並びに予定販売取引が発生する可能性が非常に高い、及び発生が予想されるか否かの評価に、重大な影響を与えました。2020年12月31日に終了した事業年度において、当社グループは、発生する可能性が非常に高いとはいえなくなったヘッジ対象である将来取引に係るキャッシュフロー・ヘッジを中止しました。これらの将来の取引の発生が見込まれなくなった場合には、キャッシュフロー・ヘッジ剰余金に累積された関連する利得及び損失は直ちに純損益に振り替えられます（以下の**キャッシュフロー・ヘッジ**を参照のこと）。

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 金融商品 - 公正価値及びリスク管理（続き）

A. 金融リスク管理（続き）

i. 市場リスク（続き）

キャッシュフロー・ヘッジ

IFRS 7.23F, 24B(b)(iii),
24C(b)(iv)-(v)

COVID-19感染拡大の影響から、2020年3月に販売予測を再評価し、ヘッジ対象である予定取引8,000千ドルは、発生する可能性が非常に高いとはいえないと判断されました。その結果、当社グループはこれらの予定取引に関連するヘッジ会計を中止し、これらの販売に関連するヘッジ手段の想定元本相当額を解約しました。

当初の予定取引額のうち7,500千ドルは発生が見込まれなくなったため、これを反映し、100千ユーロのキャッシュフロー・ヘッジ剰余金における利得累積額（純額）を純損益に振り替え、2020年12月31日に終了した事業年度において「金融費用－その他」に計上しました。2020年12月31日時点で、当社グループは8,000千ドルの当初予定取引額のうち500千ドルについて、発生する可能性が非常に高いとはいえなくなったものの、依然として発生する見込みがあると予測しています。これらの中止されたヘッジ関係に関するキャッシュフロー・ヘッジ剰余金の残高は12月31日時点で10千ユーロの利得となっています。

IFRS 7.24B(b)

報告日現在のヘッジ対象として指定された項目に関連する金額（中止されたヘッジ関係に関連する金額を含む）は、以下のとおりです。

	2020年12月31日 ^a			
	ヘッジの非有効 部分を算定する ために使用した 価値の変動	キャッシュ フロー・ヘッジ剰 余金	ヘッジコスト 剰余金	ヘッジ会計が適 用されなくなっ たヘッジ関係に 関するキャッ シュフロー・ ヘッジ剰余金
千ユーロ				
為替リスク				
販売	XXX	XXX	XXX	10
[...]	XXX	XXX	XXX	XXX

^a 本冊子では例示されていないが、比較数値も提供する必要がある。

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 金融商品 - 公正価値及びリスク管理（続き）

A. 金融リスク管理（続き）

i. 市場リスク（続き）

キャッシュフロー・ヘッジ（続き）

ヘッジ手段として指定された項目及びヘッジ非有効部分に関する金額は、以下のとおりです。

IFRS 7.24A, 24C(b)

千ユーロ	2020年 ^a			ヘッジ手段が含まれる財政 状態計算書の勘定科目
	帳簿価額			
	想定元本	資産	負債	
為替リスク				
	XXX	XXX	XXX	[...]
為替予約 - 販売				
[...]	XXX	XXX	XXX	[...]

当期中 - 2020年

その他の包括利益に 認識したヘッジ手段の 価値の変動	純損益に認識したヘッジの 非有効部分	ヘッジの非有効部分を 含む純損益の表示科目	ヘッジ剰余金から純損益に 振り替えた金額	振替の影響を受けた純損益 の表示科目
XXX	XXX	[...]	XXX	収益（純損益に影響を与 えるヘッジ対象取引 に関連する）
			100	金融費用—その他（今後 発生しないと見込ま れるヘッジ対象取引 に係る金額に関連す る）
XXX	XXX	[...]	XXX	[...]

a. 本冊子では例示されていないが、比較数値も提供する必要がある。

3.3.2 キャッシュフロー・ヘッジ剰余金の累積損失（純額）が将来の期間において回収できないと予想される場合

事例

当社グループは、発生する可能性が非常に高い商品X（完成品Yの主要な構成要素である）の予定購入に係る価格リスクをヘッジするために為替予約を利用します。当社グループはIFRS第9号「金融商品」に従い、キャッシュフロー・ヘッジ会計を適用します。

商品Xの市場価格及び製品Yの販売価格はCOVID-19感染拡大の影響により下落しています。ヘッジ手段に係る200千ユーロの損失は2020年12月31日に終了した事業年度中にキャッシュフロー・ヘッジ剰余金に累積されました。ただし、当社グループは当該損失のうちの80千ユーロが将来の期間において回収できないと予想しており、そのため当該金額を2020年12月31日時点で振替調整額として純損益に計上しました。

注記の開示例

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 金融商品 - 公正価値及びリスク管理

A. 金融リスク管理

i. 市場リスク

その他の市場価格リスク

当社グループは、発生する可能性が非常に高い商品X（完成品Yの製造に用いられる主要な構成要素である）の予定購入に係る価格リスクをヘッジするために為替予約を利用します。当社グループは、キャッシュフロー・ヘッジ会計を適用し、為替予約の公正価値変動における有効部分はその他の包括利益に認識され、キャッシュフロー・ヘッジ剰余金に累積されます。

キャッシュフロー・ヘッジ

2020年12月31日に終了した事業年度において、COVID-19感染拡大に起因する経済状況の悪化により、商品Xの市場価格は下落し、ヘッジ手段に係る損失200千ユーロがキャッシュフロー・ヘッジ剰余金に累積されました。

当社グループはヘッジ対象である商品Xの予定購入の予想正味実現可能価額をこれらの商品購入の予想コストと比較することにより、キャッシュフロー・ヘッジ剰余金における累積損失の回収可能性を評価します。製品Yの予想販売価格が下落していることから、当社グループはこの200千ユーロの損失のうち80千ユーロは将来の期間において回収が見込めないと予想しており、そのため、2020年12月31日時点の振替調整額として当該80千ユーロをキャッシュフロー・ヘッジ剰余金から純損益に振り替えました。この振替調整額は純損益の「金融費用－その他」に計上され、累積キャッシュフロー・ヘッジ剰余金の残高は、2020年12月31日時点で120千ユーロとなります。

IFRS 7.21C

IFRS 7.24C(b)(iv)-(v),
[IFRS 9.6.5.11(d)(iii)]

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 金融商品 - 公正価値及びリスク管理（続き）

A. 金融リスク管理（続き）

i. 市場リスク（続き）

キャッシュフロー・ヘッジ（続き）

ヘッジ手段として指定された項目及びヘッジ非有効部分に関する金額は、以下のとおりです。

IFRS 7.24A, 24C(b)

千ユーロ	2020年 ^a			ヘッジ手段が含まれる財政 状態計算書の勘定科目
	想定元本	帳簿価額		
		資産	負債	
商品価格リスク				
為替予約－購入	XXX	XXX	XXX	[...]
[...]	XXX	XXX	XXX	[...]

当期中－2020年

その他の包括利益に 認識したヘッジ手段の 価値の変動	純損益に認識した ヘッジの非有効部分	ヘッジの非有効部分を 含む純損益の表示科目	ヘッジ剰余金から棚卸 資産の取得原価に 振り替えた金額	ヘッジ剰余金から純損益 に振り替えた金額	振替の影響を受けた 純損益の表示科目
XXX	XXX	[...]	XXX	(80)	金融費用－その他 (回収が見込めない 損失に関連する)
XXX	XXX	[...]	XXX	XXX	[...]

a. 本冊子では例示されていないが、比較数値も提供する必要がある。

3.3.3 キャッシュフロー・ヘッジのヘッジ対象として指定されている金融負債に付与された支払猶予

事例

当社グループは、指標金利の変動に起因する変動利付借入金に係る将来の支払利息の変動をヘッジするために、金利スワップを使用しています。当社グループはIFRS第9号「金融商品」に従ってキャッシュフロー・ヘッジ会計を適用しています。

2020年6月30日時点で、貸手は、2020年7月1日から2020年12月31日の間にあった利息の当初支払期日をヘッジ対象である借入金の満期日（2021年6月30日）まで延期することに合意しました。当該支払猶予措置は契約の実質的な条件変更ではないと判断され、また、ヘッジ対象の将来キャッシュフローは依然として当初のヘッジ指定に基づき発生する可能性が非常に高いことから、ヘッジ関係が中止される必要はありません^a。ヘッジ関係は、引き続きヘッジの有効性に係る要件を満たしていますが、支払猶予によりヘッジの非有効部分が生じます（以下の注記の開示例は、IFRS第7号「金融商品：開示」の第24A項から第24E項で要求される表形式の開示に対する変更にまで示してはおりません）。

注記の開示例

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 金融商品 - 公正価値及びリスク管理

A. 金融リスク管理

i. 市場リスク

ヘッジ関係に対する支払猶予の影響

2020年6月30日、帳簿価額10,000千ユーロの変動金利型担保付銀行借入金（金利リスクのキャッシュフロー・ヘッジのヘッジ対象として指定されています）に対して、支払猶予が付与されました。この支払猶予は、当社グループの財政的困難を理由とするものではなく、COVID-19感染拡大の結果、取引先銀行から付与されたものです。支払猶予により、2020年7月1日から2020年12月31日の間に当初支払期日が到来する予定であった利息の支払いが、同借入金の満期日（2021年6月30日）まで延期されます。当社グループは、支払猶予は借入金に関する実質的な条件変更をもたらさなかったと判断し、借入金の条件変更による利得9千ユーロを純損益に認識しました。

ヘッジ対象のキャッシュフローの時期は支払猶予により変更されましたが、当社グループは、当該キャッシュフローは依然として発生する可能性が非常に高く、当初のヘッジ指定と整合してヘッジが引き続き有効であると判断しています^a。ただし、ヘッジ対象のキャッシュフローの時期の変更により、ヘッジ手段のキャッシュフローの時期とのミスマッチが生じています。非有効部分の認識により、2020年12月31日に終了した事業年度において、「金融費用－その他」として純損益に3千ユーロの損失が生じる結果となりました。

IFRS 7.21A, 21D, 23E

^a ヘッジ関係に対する支払猶予の影響は、支払猶予の性質及び程度、ヘッジの種類並びにヘッジ指定等の事実及び状況により異なる。

4 政府援助

4.1 貸金助成制度

事例

[C国]政府は2020年3月、COVID-19感染拡大対策として、操業の停止及び従業員の一時帰休^aを余儀なくされた企業を対象に、貸金助成制度を導入しました。この制度では、一時帰休中の従業員に継続して月給を支払うために、対象となる企業は従業員1人あたり2,000ユーロを上限として各従業員の給与の75%までの金額の助成金を申請することができます。

当社グループによる制度への申請は2020年3月に承認され、従業員の一時帰休の継続及び当社グループによる給与支払いの継続を条件として、月単位での貸金助成金の支給対象となりました。当社グループは2020年3月から7月まで当該制度の恩恵を受け、2,350千ユーロの貸金助成金を受け取りました。当社グループは、収益に関する補助金を、損益及びその他の包括利益計算書に「その他の収益」として表示しています。

注記の開示例

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 収益及び費用

A. その他の収益

千ユーロ	注記	2020年	2019年
生物資産の公正価値の変動		587	28
投資不動産の公正価値の増加		20	60
政府補助金	2(A)	2,588	-
有形固定資産の売却益		48	16
		3,243	104

2. 繰延収益

千ユーロ	注記	2020年	2019年
政府補助金 ^b	(A)	1,424	1,462
		1,424	1,462
非流動		1,424	1,462
流動		-	-
		1,424	1,462

A. 政府補助金

当社グループは3種類の政府補助金を付与されています。そのうちの1つは、2019年に受領した1,462千ユーロの補助金であり、特定の地域に工場を取得すること条件とするものでした。この工場は2020年初めから操業しており、繰延収益として認識している補助金は建物の耐用年数にわたって償却されます。この補助金の条項により、当社グループはこの工場を補助金の付与日から15年間は売却することが禁止されています。

a. 従業員の一時的な解雇。

IAS 20.24, Insights 4.3.130.60 b. この企業グループは、資産に関する政府補助金を繰延収益として表示することを選択している。企業はそのような政府補助金をその資産の帳簿価額から控除して表示することもできる。企業が財政状態計算書を流動・非流動に区分して表示している場合、繰延収益は通常、非流動負債として表示する。

連結財務諸表注記（抜粋）

2. 繰延収益（続き）

A. 政府補助金（続き）

2つ目の補助金は2020年に受領した200千ユーロの補助金であり、条件が付されていない、松の木に関連する補助金でした。この補助金は受取可能となった時点で全額を純損益に認識しており、「その他の収益」に表示しています（注記1(A)を参照）。2020年12月31日時点でこの補助金に関連する繰延収益の残高はありません。

3つ目の補助金は2020年に受領した2,350千ユーロの補助金であり、COVID-19感染拡大対策として[C国]が導入した賃金助成制度に関連する補助金でした。当社グループは、2020年3月から7月まで、[C国]での操業停止及び従業員の一時帰休を迫られたことから、この賃金助成の受給対象となりました。この補助金は、関連する一時帰休の従業員の賃金及び給与を認識した時点で、純損益の「その他の収益」に認識しています（注記1(A)を参照）。2020年12月31日時点でこの補助金に関連する繰延収益または債権の残高はありません。

4.2 法人所得税に関連する助成制度

事例

遡及的効果を有する「コロナウイルス支援・救済・経済安全保障法（CARES法）」が、2020年3月27日に米国大統領の署名により成立しました。この結果、当社グループは以下の減税措置の恩恵を受けることとなります。

a. 欠損金の繰戻し

CARES法により、企業は2018年1月1日から2020年12月31日までの課税年度に生じる営業損失については全額、過去5年間に對する繰戻しが認められます。2019年12月31日現在、当社グループの米国子会社は、350千ユーロの税務上の欠損金について過去に税効果を認識していませんでした（税務上の影響額：74千ユーロ（21%））。同法成立により、当社グループは過去に認識していなかった税務上の欠損金240千ユーロに對する税効果を認識しました（税務上の影響額：84千ユーロ（35%））。

b. 利息費用の損金算入限度

CARES法では、2019年及び2020年の課税年度について、利息費用の損金算入限度額が調整後課税所得の30%から50%に引き上げられました。この結果、当社グループは米国子会社における2019年の未払税金の見積りを見直し、5千ユーロの減額となりました。この過年度の見積りの変更は、2020年に当期税金費用の減額及び繰延税金収益の減額として認識されます。

c. 代替ミニマム税（AMT）

CARES法では、AMT制度（2017年撤廃）に基づく繰越税額控除の未使用残高の充当期が早められます。2019年12月31日現在、当社グループの米国子会社は10千ユーロのAMT繰越税額控除に關する繰延税金資産を計上していました。同法により、当社グループは未使用残高の全額を充当し、2019年の当期末払税金の見積り額を減額しました。この見積りの変更の結果、繰延税金資産から未収法人税への組替えが生じていますが、税金費用全体への影響はありません。

注記の開示例

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 法人所得税

A. 純損益で認識される法人所得税

千ユーロ	注記	2020年	2019年
当期税金費用			
当事業年度		3,063	3,594
過年度に關する見積りの変更		116	(34)
		3,179	3,560
繰延税金費用			
一時差異の発生及び解消		77	(865)
税率の引下げ		(15)	(5)
過去に認識されていなかった税務上の欠損金の認識	1(H)	(95)	(240)
過去に認識されていなかった将来減算一時差異の認識（認識済の将来減算一時差異の認識の中止）		(13)	10
		(46)	(1,100)
継続事業に係る税金費用		3,133	2,460

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 法人所得税（続き）

A. 純損益で認識される法人所得税（続き）

[IAS 12.80(b)]

遡及的効果を有する「コロナウイルス支援・救済・経済安全保障法（CARES法）」が、2020年3月27日に米国大統領の署名により成立しました。同法のもとでは、2019年及び2020年の課税年度について、利息費用の損金算入限度額が調整後課税所得の30%から50%に引き上げられました。これにより、当社グループは2019年の納税額の見積りを見直し、5千ユーロの減額となりました。この過年度の見積りの変更は、2020年の当期税金収益として認識しております。さらに同法により、企業はAMT制度（2017年廃止）に係る繰越税額控除残高を2019年課税年度に全額充当することが認められます。この結果、当社グループは10千ユーロの繰越税額控除残高全額を充当し、2019年度の未払税金の見積り額を減額しました。この見積りの変更の結果、繰延税金資産から未収法人税への組替えが生じていますが、税金費用全体への影響はありません。

B. その他の包括利益で認識される法人所得税

[…]

C. 資本の部で直接認識される法人所得税

[…]

D. 実効税率の調整表

千ユーロ	注記	2020年	2020年	2019年	2019年
継続事業に係る純利益（税引前）			10,351		8,856
当社の国内税率を用いた法人所得税		33.00%	3,416	33.00%	2,922
在外管轄地域における税率の影響		(0.71%)	(73)	(0.55%)	(49)
税率の引下げ		(0.14%)	(15)	(0.06%)	(5)
税効果：					
- 税引後で報告される持分法投資利益		(3.64%)	(377)	(2.19%)	(194)
- 損金不算入費用		2.37%	245	0.41%	36
- 課税免除利益		(0.23%)	(24)	(0.56%)	(50)
- 税務上の優遇措置		(0.85%)	(88)	(0.71%)	(63)
- 繰延税金資産が認識されない当事業年度の損失		0.40%	41	1.43%	127
過去に認識されていなかった税務上の欠損金の認識	1(H)	(0.48%)	(95)	(2.71%)	(240)
過去に認識されていなかった将来減算一時差異の認識（認識済の将来減算一時差異の認識の中止）		(0.13%)	(13)	0.11%	10
過年度に関連する見積りの変更		1.12%	116	(0.38%)	(34)
		30.70%	3,133	27.78%	2,460

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 法人所得税（続き）

E. 繰延税金資産及び負債残高の増減

2020年 千ユーロ	1月1日現在の 残高（純額）	純損益で 認識された額 (1(A)を参照)
有形固定資産	580	(71)
無形資産	56	4
生物資産	(22)	(182)
投資不動産	(30)	(7)
証券への投資	(56)	(7)
営業債権及びその他の債権（契約資産を含む）	53	17
デリバティブ	(39)	(5)
棚卸資産	64	96
借入金等	-	-
従業員給付	(91)	21
株式決済型の株式に基づく報酬	225	88
引当金	508	(13)
繰延収益	54	(15)
その他	14	25
税務上の繰越欠損金	386	95
相殺前繰延税金資産（負債）	1,702	46
資産・負債の相殺		
繰延税金資産（負債）の純額		

2019年 千ユーロ	1月1日現在の 残高（純額）	純損益で 認識された額 (1(A)を参照)
有形固定資産	209	366
無形資産	(38)	94
生物資産	(25)	3
投資不動産	(10)	(20)
証券への投資	(18)	1
営業債権及びその他の債権（契約資産を含む）	-	53
デリバティブ	(12)	1
棚卸資産	8	56
従業員給付	(90)	(6)
株式決済型の株式に基づく報酬	141	82
引当金	290	218
繰延収益	46	8
その他	10	4
税務上の繰越欠損金	146	240
相殺前繰延税金資産（負債）	657	1,100
資産・負債の相殺		
繰延税金資産（負債）の純額		

				12月31日現在の残高		
その他の包括利益で 認識された額 (1(B)を参照)	直接資本で 認識された額 (1(C)を参照)	企業結合による取得	その他	純額	繰延税金資産	繰延税金負債
(66)	-	(35)	210	618	739	(121)
-	-	(38)	-	22	98	(76)
-	-	-	-	(204)	-	(204)
-	-	-	-	(37)	-	(37)
(44)	-	-	-	(107)	32	(139)
-	-	-	-	70	70	-
16	-	-	-	(28)	3	(31)
-	-	(3)	40	197	197	-
-	(54)	(9)	-	(63)	-	(63)
(24)	-	-	-	(94)	160	(254)
-	-	-	-	313	313	-
-	-	6	-	501	501	-
-	-	-	-	39	39	-
-	-	-	(10)	29	40	(11)
-	-	-	-	481	481	-
(118)	(54)	(79)	240	1,737	2,673	(936)
				-	(387)	387
				1,737	2,286	(549)
				12月31日現在の残高		
その他の包括利益で認識 された額 (1(B)を参照)	直接資本で 認識された額 (1(C)を参照)	企業結合による取得	その他	純額	繰延税金資産	繰延税金負債
-	-	-	-	575	658	(83)
-	-	-	-	56	94	(38)
-	-	-	-	(22)	-	(22)
-	-	-	-	(30)	-	(30)
(38)	-	-	-	(55)	16	(71)
-	-	-	-	53	53	-
(29)	-	-	-	(40)	3	(43)
-	-	-	-	64	64	-
5	-	-	-	(91)	150	(241)
-	2	-	-	225	225	-
-	-	-	-	508	508	-
-	-	-	-	54	54	-
-	-	-	-	14	18	(4)
-	-	-	-	386	386	-
(62)	2	-	-	1,697	2,229	(532)
				-	(126)	126
				1,697	2,103	(406)

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 法人所得税（続き）

F. 未認識の繰延税金負債

[…]

G. 未認識の繰延税金資産

[…]

H. 税務上の繰越欠損金

「新型コロナウイルス支援・救済・経済安全保障法（CARES法）」が、2020年3月27日に米国大統領の署名により成立しました。CARES法により、企業は2018年1月1日から2020年12月31日までの課税年度に生じる営業損失については全額、過去5年間に対する繰戻しが認められます。その結果、当社グループは過去に認識していなかった税務上の欠損金240千ユーロの税効果を認識しました（税務上の影響額：84千ユーロ）。

I. 法人所得税の取扱いに関する不確実性

[…]

[IAS 1.125, 129,
12.82]

4.3

金融保証

事例

当社グループは、2020年6月に3,250千ユーロの銀行借入契約を締結しました。年利4.10%、2022年6月30日に満期を迎える契約です。[X国]政府はCOVID-19の感染拡大による経済への影響に対応するため、一般金融支援策を導入しました。この支援策により、2020年4月1日から7月31日の期間で5,000千ユーロを上限とする[X国]の銀行による企業向け新規適格融資について、全額保証が提供されます。この金融支援策の適格融資は、[X国]政府によって保証されます。

当社グループは、保証が付されていない独立第三者間取引の同等の借入の金利は5.20%になるであろうと判断し、4.10%と5.20%の金利の差は、金融支援策に基づいて当該借入が保証されなかった場合に、当社グループに発生すると考えられる利息費用を補償することを目的とした政府援助であると結論付けました。

注記の開示例

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 重要な会計方針

A. 政府補助金^a 及び政府援助^{b, c}

当社グループは生物資産に関連する無条件の政府補助金を、その補助金が受取可能となった時点で、その他の収益として純損益で認識しています。資産に関するその他の政府補助金は、当社グループが補助金を受領し、その補助金に付帯する諸条件を遵守するという合理的な保証がある場合に繰延収益として公正価値で当初認識しており、資産の耐用年数にわたって定期的にその他の収益として純損益で認識しています。

当社グループに発生した費用を補償する補助金は、その費用を認識した期に、定期的にその他の収益として純損益で認識しています。ただし、関連する費用を認識した後に補助金を受領する条件を満たした場合は、補助金が受取可能となった時点で認識します。

金融機関からの借入に政府保証を付与するという形での政府援助は、借入金の公正価値を算定する際に会計単位の一部として取り扱っています。

IAS 20.39(a), [IAS 20.7, 26, 41.34–35]

IAS 20.3, Insights 2.4.380.30

- Insights 4.3.140.10
- a. 企業は、収益に関する補助金と関連する支出を相殺して表示（純額表示）するか、独立して表示もしくは「その他の収益」などの一般的な科目名で表示（総額表示）するかのいずれかの表示の形式を選択し、一貫して適用する。
 - b. KPMGの見解では、企業は金融機関からの借入に対する政府保証という形式による政府援助の会計処理について、会計方針として総額表示か純額表示かを選択し、一貫して適用すべきと考える。政府援助について総額表示を適用する場合、企業はIAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」に基づき、独立した政府補助金として会計処理する。企業が政府援助に純額表示を適用する場合は、補助金は借入金の公正価値を算定する際の会計単位の一部であるとみなされる。
 - c. 企業は、金融機関からの借入に対する政府保証という形式での政府援助に総額表示を適用する場合、収益に関する政府補助金の表示に選択した方針を適用して関連する収益を純損益に表示する（上記脚注（a）を参照）。政府援助に純額表示を適用する場合、借入金の利息費用の算定時にその影響を反映する。

連結財務諸表注記（抜粋）

IFRS 7.8(g)

2. 借入金等

千ユーロ	2020年	2019年
非流動負債		
無担保銀行借入金*	3,317	-
[…]	XXX	XXX
流動負債		
[…]	XXX	XXX

IAS 1.77

当社グループの金利リスク、為替リスク及び流動性リスクに関する情報は、注記Xに含まれています。

* 2020年12月31日現在の「無担保銀行借入金」は、3,250千ユーロの銀行借入金（金利4.10%、返済期日2022年6月30日）に関するものです。当該借入金については全額、[X国]政府の保証が付されています（注記4を参照）。

IFRS 7.7

A. 契約条項及び返済スケジュール

借入金残高の契約条項は以下のとおりです。

千ユーロ	通貨	名目金利	満期	2020年12月31日		2019年12月31日	
				額面金額	帳簿価額	額面金額	帳簿価額
無担保銀行借入金	EUR	4.10%	2022年	3,250	3,317	-	-
[…]	[…]	X%	20XX年	XXX	XXX	XXX	XXX

連結財務諸表注記（抜粋）

3. 金融商品 - 公正価値及びリスク管理

A. 会計上の分類及び公正価値

IFRS 7.8, 25-26, 29,
13.93(a)-(b), 94, 97,
99

以下の表は、金融資産及び金融負債の帳簿価額及び公正価値、並びにそれらの公正価値ヒエラルキーのレベルを示しています。公正価値で測定されていない金融資産または金融負債の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合、それらの項目の公正価値に関する情報は、この表に含まれていません。

2020年12月31日 千ユーロ	注記	帳簿価額		
		公正価値 - ヘッジ手段	FVTPLで測定 (強制) - その他	FVOCIで測定 - 負債性金融商 品
公正価値で測定されない金融負債				
無担保銀行借入金*	2	-	-	-
[…]	[…]	XXX	XXX	XXX

* 2020年12月31日現在の「無担保銀行借入金」は、3,250千ユーロの銀行借入金（返済期日2022年6月30日）に関するものです。当該借入金については全額、[X国]政府の保証が付されています。金融保証は第三者による信用補完であり、上記表に記載されている3,290千ユーロの借入金の公正価値測定に反映されています。詳細については注記4を参照。

連結財務諸表注記（抜粋）

4. 政府援助

IAS 20.39(b)-(c)

当社グループは、2020年6月に3,250千ユーロの銀行借入契約を締結しました。年利4.10%、2022年6月30日に満期日を迎える契約です（注記2を参照）。[X国]政府は、COVID-19の感染拡大による経済への影響に対応するため、一般金融支援策を導入しました。この支援策により、2020年4月1日から7月31日の期間で5,000千ユーロを上限とする[X国]の銀行による企業向け新規適格融資について、全額保証が提供されます。この金融支援策の適格融資は、[X国]政府によって保証されます。

当社グループは、保証が付されていない独立第三者間取引の同等の借入の金利は5.20%になるであろうと判断し、4.10%と5.20%の金利の差は、金融支援策に基づいて当該借入が保証されなかった場合に、当社グループに発生すると考えられる利息費用を補償することを目的とした政府援助であると結論付けました。政府援助は、借入金の公正価値を算定する際の会計単位の一部として認識・測定されます（注記3(A)を参照）。2020年12月31日現在、政府援助に関して未履行の条件または偶発事象は存在しません。

帳簿価額				公正価値			
FVOCIで測定 - 資本性金融商品	償却原価で測定 する金融資産	その他の 金融負債	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
-	-	(3,317)	(3,317)	-	(3,290)	-	(3,290)
XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

5 レント・コンセッション

事例

COVID-19の感染拡大を受けて、国際会計基準審議会（審議会）は2020年5月、IFRS第16号「リース」の改訂を公表しました。これによると、借手はレント・コンセッション（賃料の免除・支払い猶予等）を受けた場合、会計処理に関して実務負担が軽減される可能性があります。具体的には、実務上の便法の下で、借手はリースの変更が改訂リース基準におけるレント・コンセッションの要件を満たす場合、リースの条件変更に関する評価を行う必要はなく、リースの条件変更に関する評価をすることが認められます。COVID-19の感染拡大の直接的な結果としてレント・コンセッションを受ける場合で、以下のすべての要件が満たされるとき、当該レント・コンセッションに実務上の便法が適用可能です。

- リース料が変更され、当該リース契約の修正後対価は、変更直前の対価と比べて実質的に変わらないか、もしくはそれを下回る。
- リース料の減額による影響は、従来の支払期日が2021年6月30日までに到来するものに限定される。
- その他のリースの契約条件に実質的な変更がない。

本改訂は2020年6月1日以降開始する事業年度から適用されますが、早期適用も可能です。

当社グループは本改訂を早期適用し、対象となるレント・コンセッションに対して実務上の便法を一貫して適用します。

注記の開示例

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 会計方針の変更

当社グループは、2020年5月28日に公表された「COVID-19に関連した賃料減免（IFRS第16号の改訂）」を早期適用しました。本改訂では、当社グループが借手であるリース契約について、実務上の便法の任意適用が認められます。すなわち、実務上の便法を適用するリース契約では、COVID-19の感染拡大の直接的な結果として受けたレント・コンセッションが、リースの条件変更に関する評価する必要はありません。当社グループは改訂を遡及適用しています。当該改訂による2020年1月1日時点の利益剰余金への影響はありません。

2. 重要な会計方針

A. リース

契約の締結時に、当社グループは契約がリースであるか、またはリースを含んでいるか否かを判定します。契約により、特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合に、当該契約はリースであるか、またはリースを含んでいることとなります。契約により特定された資産の使用を支配する権利を移転するか否かを判定する際に、当社グループはIFRS第16号のリースの定義を用いています。

i. 借手としてのリース

リース構成部分を含む契約の開始時または条件変更時に、当社グループは、独立価格の比率に基づいて、契約の対価を各リース構成要素に配分します。ただし、当社グループが借手である不動産のリースに関しては、非リース構成部分を区別せず、リース構成部分と非リース構成部分を1つのリース構成部分として会計処理することを選択しています。

[IFRS 16.9]

[IFRS 16.15, 45]

連結財務諸表注記（抜粋）

2. 重要な会計方針（続き）

A. リース（続き）

i. 借手としてのリース（続き）

[IFRS 16.22-24]

当社グループは、リース開始日において使用権資産及びリース負債を認識します。使用権資産は当初認識時には取得原価で測定されます。これは、開始日以前に支払われたリース料について調整したリース負債の当初測定金額に、発生した当初直接コスト及び原資産の解体、除去、原資産またはそれが配置されている土地を原状回復に要するコストの見積額を加算し、受け取ったリース・インセンティブを控除したもので構成されます。

[IFRS 16.29-33]

当初認識の後、使用権資産は、開始日からリース期間の終了時まで定額法を用いて減価償却されます。ただし、リース期間の終了時まで原資産の所有権が当社グループに移転するか、または使用権資産の取得原価に当社グループが購入オプションを行使する見込みが反映されている場合は、使用権資産は原資産の耐用年数（有形固定資産の耐用年数と同じ基準で決定される）にわたって減価償却されず。さらに、使用権資産は、該当ある場合、減損損失により減額され、また、リース負債が再測定される場合にも調整されます。

[IFRS 16.26]

リース負債の当初測定では、開始日において未払となっているリース料をリースの計算利率（計算利率を容易に算定できない場合には当社グループの追加借入利率）を用いて現在価値に割り引きます。通常、当社グループは割引率として追加借入利率を用います。

IAS 1.112(c)

当社グループは、外部の様々な資金源から利率を入手することにより追加借入利率を決定し、リースの条件及び原資産の種類を反映するために一定の調整を行います。

[IFRS 16.27]

リース負債の測定に含まれるリース料は以下から構成されます。

- 実質上の固定リース料を含む固定リース料
- 指数またはレートに応じて決まる変動リース料（開始日現在の指数またはレートを使用して当初測定）
- 残価保証に基づいて支払われると見込まれる金額
- 購入オプションを当社が行使することが合理的に確実である場合の当該オプションの行使価格、延長オプションを当社が行使することが合理的に確実である場合のオプション期間におけるリースに係る支払金額、及びリースの早期解約に対するペナルティの金額（当社グループが早期に解約しないことが合理的に確実である場合を除く）

[IFRS 16.36, 40, 42]

リース負債は、実効金利法を使用して償却原価で測定されます。指数またはレートの変動により将来のリース料が変動する場合、残価保証に基づいて支払うと予想される金額に関する当社グループの見積りを変更した場合、購入、延長、または解約オプションを行使するか否かに関する当社グループの見積りを変更した場合、もしくは実質上の固定リース料を見直す場合には、リース負債を再測定します。

[IFRS 16.39]

リース負債が上記の方法で再測定される場合、使用権資産の帳簿価額も対応して修正されますが、使用権資産の帳簿価額がゼロまで減額されたときは純損益に認識されます。

[IFRS 16.47-48]

当社グループは、投資不動産の定義を満たさない使用権資産を「有形固定資産」として、リース負債を「借入金等」として財政状態計算書上に表示します。

連結財務諸表注記（抜粋）

2. 重要な会計方針（続き）

A. リース（続き）

i. 借手としてのリース（続き）

短期リース及び少額資産のリース

IFRS 16.60,
[IFRS 16.5-6, 8,
B3-B8, BC100]

当社グループは、IT機器などの少額資産のリース及び短期リースに関して、使用权資産及びリース負債を認識しないことを選択しています。これらのリースのリース料は、リース期間にわたり定額法によって費用として認識します。

COVID-19関連のレント・コンセッション

IFRS 16.60A(a),
BC205C

当社グループは、「COVID-19に関連した賃料減免（IFRS第16号の改訂）」を適用しています。実務上の便法を適用しており、これによってCOVID-19の感染拡大の直接的な結果として受けたレント・コンセッションが、リースの条件変更に該当するか否かを評価する必要がありません。当社グループは、類似の特性を有し、かつ類似の状況にある契約には、実務上の便法を一貫して適用します。当社グループが実務上の便法を適用しないことを選択するリースのレント・コンセッション、または実務上の便法の適用対象にあたらぬリースのレント・コンセッションについて、当社グループはリースの条件変更であるかどうか評価します。

3. リース^{a, b}

注記2(A)の会計方針を参照してください

A. 借手としてのリース

IFRS 16.51, 59

当社グループは複数の小売店舗及び配送用車両をリースしています。小売店舗の賃借期間は概ね10年であり、満期後に更新することができるオプションが付されています。リース料は市場の賃貸料を反映して5年ごとに再交渉されます。現地の物価指数の変動に基づき、追加的なリース料が求められるリースもあります。転貸契約の締結が制限されているリースも存在します。配送用車両の賃借期間は概ね5年であり、更新オプションは付されていません。

B. レント・コンセッション

IFRS 16.60A(a)-(b)

当社グループは、当期のCOVID-19感染拡大の深刻な影響を受けて、小売店舗のリース契約の大半について貸主とレント・コンセッションの交渉を行いました。また、配送用車両の一部のリース契約についてもレント・コンセッションの交渉を行いました。当社グループは、小売店舗のリース契約に関連するレント・コンセッションには、COVID-19関連のレント・コンセッションの実務上の便法を一貫して適用しました。配送用車両のリースに関連するレント・コンセッションについては、当社グループでは引き続き当該実務上の便法以外のIFRS第16号のガイダンスに基づいて会計処理を行います。

当社グループがCOVID-19関連のレント・コンセッションの実務上の便法を適用した結果、報告期間の純損益に認識されたリース料の変動額は500千ユーロです（2019年：該当なし）。

IFRS 16.C20B

a. 本冊子はIFRS第16号に従って企業が作成する追加的な開示を例示しているが、別の様式での開示も可能である。借手はIFRS第16号の改訂を適用する場合、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第28項 (f) により通常要求される情報の開示を免除される。

IFRS 16.60A(b)

b. 企業グループがレント・コンセッションに実務上の便法を適用した結果生じたリース料の変動による影響額は、連結財務諸表の純損益及びその他の包括利益計算書並びに連結キャッシュフロー計算書において、営業活動に関連する項目として表示される。

6 借入コストの資産化

6.1 借入コストの資産化の停止

事例

当社グループは2019年1月1日、新工場の建設を目的として3,000千ユーロの土地を取得しました。建設工事は2019年1月10日に開始され、2年を要する想定でした。当社グループはCOVID-19の感染拡大により、2020年4月1日から6月30日まで工場の建設を一時中断しましたが、一部従業員は重要ではない技術的作業及び管理的作業を在宅勤務で対応することができました。

建設工事は2020年7月1日に再開され、2021年3月31日に完了する予定です。当社グループは、一般目的借入によってプロジェクトの資金を調達しており、借入金の加重平均金利は5%です。

注記の開示例

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 有形固定資産

A. 建設中の有形固定資産

IAS 16.74(b)

当社グループは2019年1月1日、3,000千ユーロの土地を取得し新工場の建設を開始しました。2020年12月31日現在、帳簿価額に認識された支出は合計29,363千ユーロ（2019年：15,425千ユーロ）でした。

IAS 23.26

この金額には、2020年12月31日に終了した期間に資産計上した借入コスト728千ユーロ（2019年：425千ユーロ）が含まれています。これは資産化率5%（2019年：5%）を用いて算定されています。

IAS 1.122-123,
[IAS 23.20-21,
Insights 4.6.160.30]

当社グループはCOVID-19の感染拡大により、2020年4月1日から6月30日まで工場の建設を一時中断し、この期間が活発な開発を中断した期間に相当し、この間に実施された技術的及び管理的な作業は重要ではないと考え、当該期間の借入コストの資産化を中断しました。プロジェクトに直接起因する借入コストで、資産化されずに当該期間に純損益に認識された金額は、230千ユーロでした。当社グループは、工場の建設が再開された2020年7月1日に借入コストの資産化を再開しました。

6.2 特定目的の借入に関する再交渉

事例

当社グループは2019年1月1日、新工場の建設を目的として3,000千ユーロの土地を取得しました。建設工事は2019年1月10日に開始され、2021年1月10日に完了する見込みです。当社グループは実効金利5%である特定目的の借入れによってプロジェクトの資金を調達しています。

COVID-19の感染拡大により製造業者にまで拡大された支援策の一環で、当社グループは2020年4月1日から6月30日までの間、これら特定目的の借入金の未払利息について支払い免除を受けました。

注記の開示例

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 有形固定資産

A. 建設中の有形固定資産

IAS 16.74(b)

当社グループは2019年1月1日、3,000千ユーロの土地を取得し新工場の建設を開始しました。2020年12月31日現在、帳簿価額に認識された支出は合計28,013千ユーロ（2019年：16,350千ユーロ）でした。

IAS 23.26

この金額には、2020年12月31日に終了した期間に資産計上した借入コスト1,013千ユーロ（2019年：1,350千ユーロ）が含まれています。

IAS 1.112(c)

当社グループは2020年4月1日から6月30日までの間、工場建設の資金を調達するために利用した特定目的の借入金の未払利息について支払い免除を受けました。この条件変更により2020年において資産化借入コストは337千ユーロ減額となりました。

7 配当

7.1 配当見送り

事例

取締役会は2020年2月14日に普通株式及び非償還優先株式に対する配当を提案しました。配当の支払いは2020年5月8日に予定されていましたが、COVID-19の感染拡大を受けて、2020年3月31日に取締役会はこの配当を見送り、2020年中は裁量権のある配当の支払いを延期することを決定しました。

報告日後に取締役会は、2021年も裁量権のある配当について支払いを延期する方針を継続することを決定しましたが、2022年には配当を再開する予定です。

注記の開示例

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 払込資本及びその他の資本

A. 配当

取締役会は2020年2月14日に普通株式1株当たり15.97セント（2019年：4.28セント）、非償還優先株式1株当たり25.03セント（2019年：25.03セント）の配当を2020年5月8日に支払うことを提案しました。しかし、COVID-19感染拡大を受け、取締役会は2020年3月31日に、提案されていた2020年の配当（合計すると適格普通株式で496千ユーロ、非償還優先株式で438千ユーロ）を見送ることを決定し、2020年に裁量権のある配当の支払いを行わないことを公表しました。取締役会は、この判断によって生じた余裕額はCOVID-19の感染拡大による不透明感を考慮すれば慎重な水準であると考えています。当社は2019年に以下の配当を公表し支払いました。

千ユーロ	2019年
普通株式の配当	133
非償還優先株式の配当	438
	571

報告日後に取締役会は、COVID-19の感染拡大で景気が低迷する中、より十分な資本を維持するため、2021年も普通株式及び非償還優先株式に対する配当を延期する方針を継続することを決定しました。なお、2022年に裁量権のある配当の支払いを再開する見込みです。

IAS 1.107

IAS 1.135(c), 137(a),
10.13

7.2 将来の配当の延期

事例

当社は2020年2月14日に普通株式及び非償還優先株式に対する配当を公表しました。配当は2020年5月8日に支払われましたが、支払後、取締役会はCOVID-19の感染拡大を受けて、可能な範囲で将来の配当を延期することを決定しました。

注記の開示例

連結財務諸表注記（抜粋）

1. 払込資本及びその他の資本

A. 配当

以下の配当は2020年2月14日に公表され、2020年5月8日に支払われました。

千ユーロ	2020年	2019年
普通株式1株当たり5.97セント（2019年：4.28セント）	185	133
非償還優先株式1株当たり25.03セント（2019年：25.03セント）	438	438
	623	571

IAS 1.107

IAS 1.135(c)

取締役会は、毎年の配当維持または増配を目指す累進配当方針を採用しています。しかし、COVID-19の感染拡大が当社グループの分配可能剰余金、資本及び収益の変動へ与える影響を慎重に検討した結果、取締役会は2022年まで普通株式及び非償還優先株式に対する配当の支払いを延期することを決定しました。なお、取締役会は2021年に配当方針の見直しを行う予定です。

謝辞

KPMGは、以下のメンバーを含む本冊子の主な貢献者及び校閲者に謝意を表します。

Anushree Agrawal

Toshiyuki Bukawa

Jim Calvert

Roanne Hasegawa

Ed Haygarth

Irina Ipatova

Seung Hoon Lee

Soo Youn Lee

Conor Moroney

Brian O'Donovan

Agnieszka Sekita

Sinead Slattery

Chris Spall

Ivy Tsoi

Avi Victor

また、KPMGは、KPMGグローバルのIFRSトピックチームの貢献と校閲に謝意を表します。

KPMGによるその他の刊行物

LinkedInの‘KPMG IFRS’やhome.kpmg/ifrsでは、新規のIFRS基準書利用者も現行のIFRS基準書利用者も、「財務諸表の例示」や「開示チェックリスト」等の、最新動向の概略、複雑な規定についての詳細なガイダンス及び実務的なツールを入手することができます。

IFRS Today



News



IFRS アプリ




LinkedIn の KPMG IFRS



ツールキット

Insights into IFRS®

IFRS 基準の実務への適用を支援します。



Guides to financial statements

開示例及びチェックリストを提供します。



IFRS – 新たな基準書



IFRS と 米国会計基準との比較表



Q&A：公正価値測定



COVID-19 financial reporting resource centre

新型コロナウイルスがビジネスに与える影響 (日本語サイト)



ハンドブック

1 株当たり利益



リース



収益認識



株式に基づく報酬



その他の詳細分析

企業結合及び連結



結合及び（または）
カーブアウト財務諸表



銀行業



金融商品



将来適用される規定及び今後の動向

財務報告に役立つ
コミュニケーション



金利指標改革



保険契約



基本財務諸表



KPMGの「Accounting Research Online」では、広範にわたる会計、監査及び財務報告に関するガイダンスや文献について参照することが可能です。現在の大きく変化する環境において最新情報に精通したい方にとって、このウェブベースの会員制サービスは価値あるツールとなります。aro.kpmg.comで、ぜひ30日間の無償トライアルをお試しください。

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

アカウントティングアドバイザリーサービス

東京事務所

TEL:03-3548-5120

FAX:03-3548-5113

大阪事務所

TEL:06-7731-1300

FAX:06-7731-1311

名古屋事務所

TEL:052-589-0500

FAX:052-589-0510

azsa-accounting@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/ifrs

Publication name: Guide to annual financial statements -COVID-19 supplement

Publication number: 137185

Publication date: September 2020

© 2020 KPMG IFRG Limited, a UK company, limited by guarantee. All rights reserved.

KPMG International Standards Group is part of KPMG IFRG Limited.

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan. 20-1097

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

KPMGは、グローバル組織、またはKPMG International Limited（「KPMG インターナショナル」）の1つ以上のメンバーファームを指し、それぞれが別個の法人です。KPMG International Limitedは英国の保証有限責任会社（private English company limited by guarantee）です。KPMG International Limitedおよびその関連事業体は、クライアントに対していかなるサービスも提供していません。KPMGの組織体制の詳細については、<https://home.kpmg/xx/en/home/misc/governance.html>をご覧ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。ここに記載されている情報を財務報告プロセス、システムおよび統制の基礎として、またはそれらをサポートするための文書として使用することはできません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。KPMG IFRG Limitedおよび有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。それは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されず。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」、「IFRIC®」および「IASB®」はIFRS財団の登録商標であり、KPMG IFRG Limitedおよび有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。